

2024年度自治体議員連合 第2回全国学習会

日 程

- 12時30分 開会・あいさつ
自治体議員連合 稲村久男 自治体議員連合会長
自治労本部 山崎幸治 自治労本部副委員長
- 12時40分 政策実現の取り組みについて
- 12時50分 自治労からの課題提起（その1）
①大規模災害対応をはじめとする昨今の消防職場の課題と処遇改善の取り組み
川北研人 全消協事務局長
林鉄兵 総合労働局長
②地方自治法改正案に対する自治労の考え方
氷室佐由里 政策局長
- 13時20分 休憩（10分）
- 13時30分 自治労協力国会議員国政報告（質疑含め70分）
自治労組織内 岸まきこ 参議院議員
- 14時40分 休憩（10分）
- 14時50分 自治労からの課題提起（その2）
③現業評議会の現状について
吉村秀則 現業局長
④医療現場の診療報酬による賃上げについて
平山春樹 衛生医療局長
⑤公立保育所における配置基準の課題について
門崎正樹 社会福祉局長
⑥公営・地域公共交通の現状と当面の課題について
青山浩二 都市公共交通局長
- 16時00分 まとめ、閉会
森下元 総合政治政策局長

目 次

1. 自治労協力国会議員国政報告 岸まきこ 参議院議員 …… 1
2. 大規模災害対応をはじめとする昨今の消防職場の課題と処遇改善の取り組み … 6
3. 地方自治法改正案に対する自治労の考え方 ……32
4. 現業評議会の現状について ……37
5. 医療現場の診療報酬による賃上げについて ……39
6. 公立保育所における配置基準の課題について ……52
7. 公営・地域公共交通の現状と当面の課題について ……60

自治労協力国会議員国政報告

自治労組織内 岸まきこ 参議院議員

自治労からの課題提起

- ①大規模災害対応をはじめとする昨今の消防職場の課題と処遇改善の取り組み
 - ・全消協資料
 - ・自治労総合労働局資料

- ②地方自治法改正案に対する自治労の考え方

- ③現業評議会の現状について

- ④医療現場の診療報酬による賃上げについて

- ⑤公立保育所における配置基準の課題について

- ⑥公営・地域公共交通の現状と当面の課題について

地方自治法の一部を改正する法律案の概要

○ 第33次地方制度調査会「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」(令和5年12月21日)を踏まえ、以下の改正を行う。

1. DXの進展を踏まえた対応

① 情報システムの適正な利用等

- ・ 地方公共団体は、事務の種類・内容に応じ、情報システムを有効に利用するとともに、他の地方公共団体又は国と協力し、その利用の最適化を図るよう努めることとする。
- ・ 地方公共団体は、サイバーセキュリティの確保の方針を定め、必要な措置を講じることとする。
総務大臣は、当該方針の策定等について指針を示すこととする。

② 公金の収納事務のデジタル化

eLTAXを用いて納付するものとして長が指定する公金(地方税以外)の収納事務を、地方公共団体が地方税共同機構に行わせるための規定を整備する。

2. 地域の多様な主体の連携及び協働の推進

地域住民の生活サービスの提供に資する活動を行う団体を市町村長が指定できることとし、指定を受けた団体への支援、関連する活動との調整等に係る規定を整備する。

3. 大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例

現行の国と地方公共団体との関係等の章とは別に新たな章を設け、特例を規定する。

① 国による地方公共団体への資料又は意見の提出の求め

事態対処の基本方針の検討等のため、国は、地方公共団体に対し、資料又は意見の提出を求めることを可能とする。

② 国の地方公共団体に対する補充的な指示

適切な要件・手続のもと、国は、地方公共団体に対し、その事務処理について国民の生命等の保護を的確かつ迅速に実施するため講ずべき措置に関し、必要な指示ができることとする。

【要件】個別法の規定では想定されていない事態のため個別法の指示が行使できず、国民の生命等の保護のために特に必要な場合(事態が全国規模、局所的でも被害が甚大である場合等、事態の規模・態様等を勘案して判断)

【手続】閣議決定

③ 都道府県の事務処理と規模等に応じて市町村(保健所設置市区等)が処理する事務の処理との調整
国民の生命等の保護のため、国の指示により、都道府県が保健所設置市区等との事務処理の調整を行うこととする。

④ 地方公共団体相互間の応援又は職員派遣に係る国の役割

国による応援の要求・指示、職員派遣のあっせん等を可能とする。

【施行期日】 1①、2及び3: 公布の日から起算して3月を経過した日(1①の一部は令和8年4月1日)

1② : 公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日

「岸まきこ」だより

KISHIMAKI REPORT

立憲民主党参議院比例第13総支部

〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館611号室 Tel 03-6550-0611 Fax 03-6551-0611

◆岸まきこ highlight



3/7 能登半島被災地視察でいただいた課題を予算委員会で質問しました

3月4日、早朝から自治労石川県本部のみなさんに同行いただき、能登半島地震で被災した輪島市、能登町等を訪問。地震と火災、液状化による建物や道路の被災状況を見るとともに、役場や避難所、病院等で現状と課題を直接伺う貴重な機会をいただきました。自らも被災者でありながら、地域や住民の復旧・復興のためにまさに不眠不休で業務にあたっている仲間のみなさんにこころより敬意を表します。

帰路の七尾市内では、ちょうどこの日から始まった自治労ボランティア支援活動で給水活動に取り組む自治労長野県本部のみなさんともお会いすることができました。

被災地訪問3日後、3月7日の予算委員会で、いただいた課題を政府に質す機会を得ました。お会いしたみなさんの顔を思い浮かべつつ、息の長い被災者支援の必要性、復旧・復興の在り方等について防災担当大臣らに質問しました。また、新たな支援策である「地域福祉推進支援臨時特例交付金」の対象地域が能登地域6市町に限定されていることの理不尽さを指摘しました。これでは、私が視察した限りでも被害の大きさを実感した、同じ能登地域である石川県内灘町や富山県氷見市は対象となりません。明確な根拠なく地域を限定せずに、被害の甚大さに着目した支援の必要性を武見厚生労働大臣に質しました。



被災地のみなさん、そして職務、ボランティアを問わず支援活動に携わるすべてのみなさんとともに、私も被災地の一日も早い復旧・復興のために全力で取り組みます。

3/19 地方行政の重要な担い手である会計年度任用職員の処遇改善について

3月19日、総務委員会で会計年度任用職員の処遇改善について質疑に立ちました。大きく2点、常勤職員に準じた会計年度任用職員給与の遡及改定の実施状況と、2023年に改正された地方自治法に基づき今夏6月に支給される勤勉手当に係る整備状況について質しました。

2023年4月に遡及して改定を実施した自治体数は、残念ながら総務省調査では全体の5割強止まりです。しかしその財源については、2023年度補正予算で手当されており、本年の春闘状況を踏まえ2024年度も仮に昨年同様の引き上げ措置となった場合の財源措置について問うと、「地方団体の財政運営に支障が生じないよう適切に対応」との総務省答弁を得ることができました。

一方の勤勉手当の整備状況については、残念ながら2023年12月段階で関係条例の整備予定のない自治体が110以上あること等が明らかにされました。2024年度地方財政対策では、勤勉手当支給のための経費として1,810億円が積算されているにもかかわらず、そのような状況です。

この現状について、最後に松本総務大臣に見解を質しました。大臣からは明確に、「みなさんには大変重要な役割を果たしていただいている。住民にとって質の高い行政サービスを維持向上させていくためにも人材確保は大変重要であり、処遇の確保、改善は極めて重要」との回答を得ました。遡及改定も勤勉手当支給も常勤職員との均衡を図るものです。すべての自治体において実施されるよう、私も引き続き取り組んでまいります。



● 略歴

- 1976年 北海道岩見沢市（旧栗沢町）生まれ
 1994年 北海道岩見沢緑陵高等学校商業科卒業後
 旧栗沢町役場入職（現岩見沢市）庶務係、
 議会事務局、振興課企画・合併対策担当
 2004年 自治労北海道空知地方本部 女性部長
 2008年 自治労北海道空知地方本部 書記長
 2013年 自治労本部 法対労安局長、組織対策局長
 2019年 第25回参議院議員選挙で初当選
 2023年 参議院総務委員会、決算委員会、地方創生・デジ
 (10月現在) タル特別委員会(筆頭理事)に所属。自治労組織内
 議員として、日々奮闘中。

● 党の役職等

2023年10月現在

立憲民主党北海道ブロック常任幹事、政務調査会副会長、参議院幹事長代理、選挙対策委員会副委員長、総務部門会議事務局長、公務員制度改革PT事務局長



公式 HP Facebook
X (旧 Twitter) で
日々の活動を発信中!



岸まきこ公式サイト
kishimakiko.com/

岸まきこ 検索



岸まきこ
Facebook



(旧 Twitter)



立憲民主党

The Constitutional Democratic Party of Japan

令和6年
能登半島地震

— 被災者支援と復興への取り組み —

立憲民主党は、「令和6年能登半島地震」の発生直後から石川県連や石川3区が選挙区の近藤和也衆院議員と連携しながら情報を収集、被災者や支援団体



からも要望を聞き取り、政府につないできました。求められる支援が変化するなか、情報を迅速に集約し、支援拡充に引き続きつなげてまいります。

【能登半島地震】
第2次申し入れを松村防災担当大臣に手交

経緯

対策本部設置

1月1日 立憲民主党は地震発生直後、「令和6年能登半島地震対策本部」を設置しました。

対策本部緊急開催

1月3日 地震対策本部会議を党本部で緊急に開催し、内閣府および関係県連から被害状況のヒアリングを行うとともに、今後の対応についても協議を行いました。

31項目の申し入れ

1月5日 与野党党首会談で泉健太代表は、党地震対策本部が取りまとめた31項目からなる「『令和6年能登半島地震』に関する申し入れ」を岸田総理に手交しました。

現地視察

1月18日 被害状況の確認と復興に向けた支援のため、内灘町、かほく市、七尾市を泉健太代表が近藤和也県連代表、森山浩行災害・緊急事態局、岡野定隆志県議らと視察。

国会審議

1月24日 衆参予算委員会の「令和6年能登半島地震等」の集中審議で、泉健太代表・近藤和也・杉尾秀哉・打越さく良各議員が被災地の現状と課題を指摘し、政府に対応を求めました。

法案提出

1月26日 衆院に被災者生活再建支援法改正案を提出しました。

第2次申し入れ

1月26日 第2次申し入れを松村防災担当大臣に手交。フェーズごとに求められる支援が変化するなか、現地情報を迅速に集約し、支援拡充につながる取り組みを行ってまいります。

災害義援金の寄附

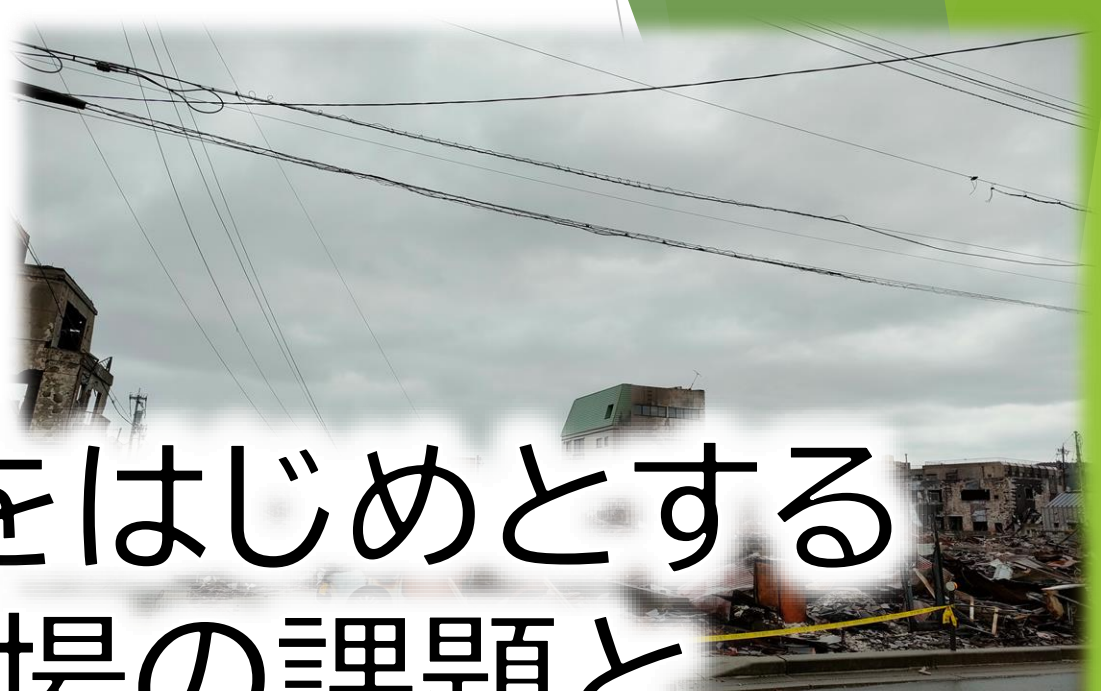
2月2日 党として街頭募金活動に取り組み、皆様からお預かりした寄付金を日本赤十字社に届けました。

現場の声

2月20日 高齢化が進む被災地の介護・医療の現場の声をヒアリングしました。

第3次申し入れ

2月21日 ステージに合わせた復興・復旧への対応を求め、第3次申し入れを政府に対して行いました。



大規模災害対応をはじめとする 昨今の消防職場の課題と 処遇改善の取り組み



1. 能登半島地震への対応

1都2府16県から緊急消防援助隊が出動！



1. 能登半島地震への対応

被災地に入るまでの障害！

道路は寸断、倒壊家屋が道を塞ぐ
通信障害が発生し、連絡が取れない



1. 能登半島地震への対応

人命救助活動を最優先！

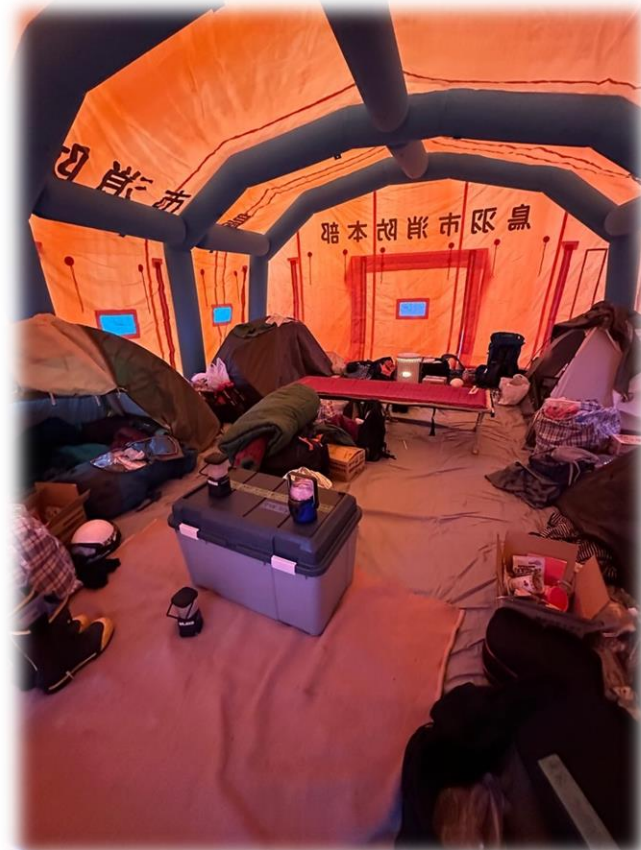
72時間の壁との闘い、先に進めないはがゆさ



1. 能登半島地震への対応

苦戦を強いられた消防部隊

寒冷地での活動、情報が入らない



1. 能登半島地震への対応 長期におよぶ災害派遣

<派遣者の課題>

- ・感染症による体調不良
- ・惨事ストレスによるメンタル不調
- ・出勤手当や旅費、日当等の自治体間の格差
- ・女性消防吏員の派遣見送り

<派遣元消防本部の課題>

- ・消防本部の消防力を維持した上での災害派遣
⇒勤務人員の確保

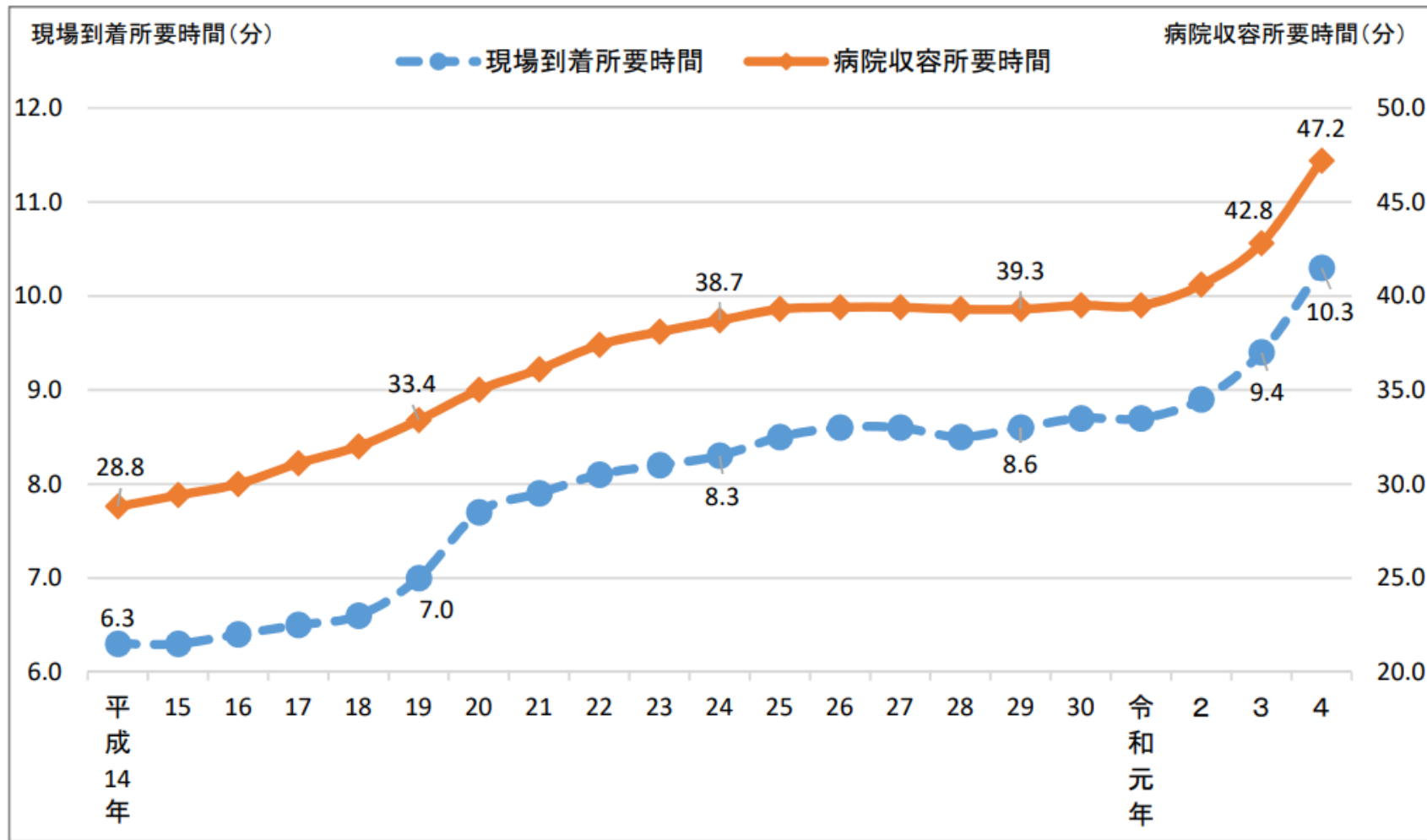


国難災害

南海トラフ・首都直下型地震に対応できるのか！

2. 救急体制が逼迫 救急車の出動件数と現場到着所要時間

救急出動件数は、過去最多を更新し続けており、救急体制は逼迫、年々現場到着時間が遅延傾向にある。**2021年の現場到着時間は9.4分、2022年は過去最長の10.3分となった。**緊急度の高い救急要請に対応できていない例もみられる。



2. 救急体制が逼迫

救急体制の強化

多発する119番要請に対し、各消防本部は非常用の救急車(修理・車検時に使用する予備的な救急車)を運用し対応している。しかし、こうした対応が可能なのは、人員に余裕がある政令市消防などの一部に限られている。

東京消防庁

救急車ひっ迫アラート！

救急車の出場率が90%を超えているため、現在、救急車を非常編成して運用していますが、救急車の到着までに時間がかかる場合があります。

救急車の適時・適切な利用をお願いします！

名古屋市消防局

新救急車(Blue EIGHT)の始動

名古屋市では、2023年4月3日から、救急車の体制が手薄な空白地域が生じることを防ぐため、出動要請の状況に応じて、市内全域を機動的にカバーする特別救急隊「Blue EIGHT」の運用を開始した。



3. 消防職員の殉職事故

全国各地の火災現場において、消防職員の殉職事故が多発している。安全管理の徹底が行われているが、救急要請の逼迫に加えて、訓練指導、立入検査など現場対応以外の業務が多忙で、消防職員は疲弊している。

また、耐火構造建物の普及による火災件数の減少で消火経験が不足している現状において、経験不足を補う訓練実施の時間も減少している。



静岡市葵区の火事現場 2022年8月

「事故原因特定できず」…消防士が殉職したビル火災 事故調査委員会が結論 静岡市

石狩倉庫火災 消防司令の男性1人死亡 死因は窒息死

会員限定記事

2023年7月20日 21:31(7月20日 22:07更新)

あとで読む



4. 消防職場におけるハラスメント

ハラスメントが多発！

- ・ 職場内や救急搬送時の医療機関関係者からのパワハラ
- ・ セクハラ、マタハラ
- ・ 傷病者や通報者からのカスハラ

発生要因1

24時間勤務体制のため、共に過ごす時間が長く、距離感を見誤り、一方的な感情を抱くことがある

発生要因2

上意下達な文化および階級制度があることから命令口調や強要させるような関係性となることがある

24年(令和6年)2月14日(水曜日) 中

ハラスメント 33人処分

松阪広域消防職員の1割

職場内でパワハラやセクハラをしたなどとして、松阪地区広域消防組合(三重県松阪市)は13日、全職員の約1割にあたる33人を処分したと発表した。処分は9日付。

同組合によると、消防署警防中隊長の男性(49)は2018〜22年度、訓練中の部下3人をたたいたり、蹴ったりといったパワハラをしたとして、減給10分の1

(3カ月)の懲戒処分となった。消防分署長の男性(52)は16〜17年ごろ、消防署で何度も下半身を露出し、複数の男性部下に見せるセクハラで戒告の懲戒処分を受けた。

この他に、17年度に男性部下に食べきれない量の食事を何度も食べさせようとするパワハラをした分署長の男性(57)も戒告処分となった。

組合は監督責任があると見て、松本芳昭消防長(59)を減給10分の1(3カ月)の処分とし、他のパワハラや監督責任などで計24人に文書で訓告した。

組合は松阪市と多気、明和両町でつくる一部事務組合。22〜23年度にかけ、職員が詐欺事件で逮捕、起訴されるなどの不祥事が相次いだため、松阪市などが全職員を調査していた。

今後は市町への通報窓口を設置したり、倫理研修を開いたりして再発防止を図る。組合の管理者を務める。



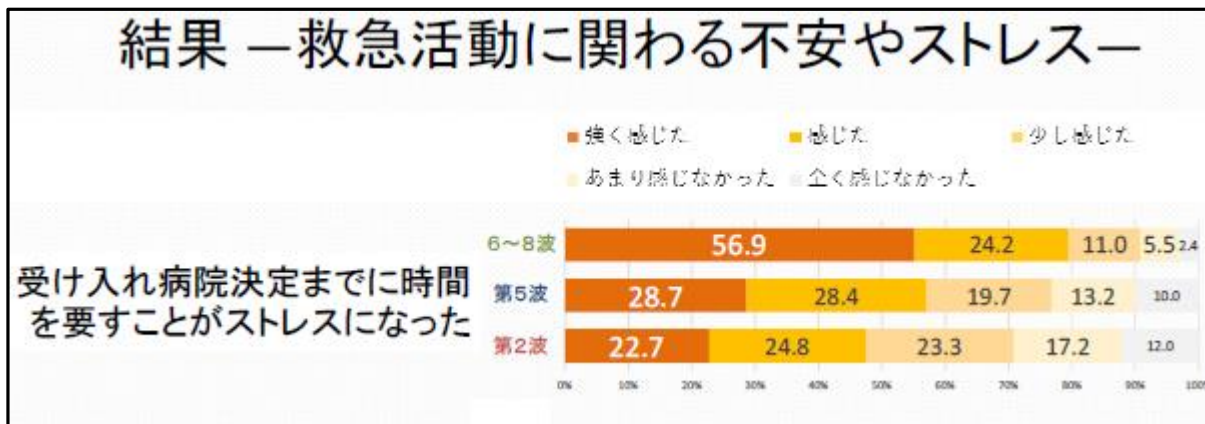
ハラスメントの処分を受け、謝罪する松阪市の竹上真人市長と松本芳昭消防長。13日午後、三重県松阪市役所で

5. 新たな感染症への対策

名城大学の畑中教授が実施した「新型コロナ流行下の救急活動に関する調査2023」に協力し、調査結果から新たな感染症対策に向けた提言を受けた。

提言

- ① 感染防護資器材の備蓄・確保方法の検討と改良
- ② 病院選定と搬送にかかる負担の解消
- ③ 感染危険手当のさらなる充実
- ④ 活動負担・業務過多の見直し
- ⑤ 救急車の適正利用 一般の方も救急活動に理解を



病院選定と搬送に関わるストレスは年々悪化

⇒ 総務省消防庁の救急搬送困難事案の解消にむけた対策は何ら機能していない！！

6. 全消協がILO条約勧告適用専門家委員会へ意見書を提出

(2023年8月10日)

新型コロナウイルス感染症における救急搬送業務に携わる当事者としての経験を踏まえた消防職員の団結権問題について、以下の点を指摘した。

- 感染症という危機への対応は、従事している現場の職員の経験と知見に基づき、労使が協力して具体的な対策を講じることが必要
- 次の感染症危機に備えるためにも、救急と一体的に職務に従事している消防職員の団結権が不可欠



条約勧告適用専門家委員会に対し、消防職員への団結権の付与を行うよう、日本政府に対する断固とした措置を講じるよう強く要請

2021年7月 韓国では消防公務員に対し、団結権および団体交渉権を付与

7. 消防職場に今、何が必要か？

◆計画的な増員

- ・長期化する大規模災害への対応強化
- ・逼迫する救急需要に対する体制強化
- ・新たな感染症にむけた対策
- ・安全管理体制の充実

◆誰もが働きやすい消防職場

- ・ハラスメントへの対応
- ・柔軟な勤務体制の検討
- ・女性消防吏員の職域拡大
- ・高年齢職員の働き方への対応

8. 公務員の労働基本権

区 分		団結権	団体交渉権		争議権
			交渉権	協約締結権	
地方公務員	非現業職員	○	△※注	×	×
	うち警察職員及び消防職員	×	×	×	×
	企業職員等	○	○	○	×
国家公務員	非現業職員	○	△※注	×	×
	うち警察職員、海上保安庁職員及び刑事施設職員	×	×	×	×
	国有林野及び特定独立行政法人職員	○	○	○	×
(参考)民間労働者		○	○	○	○

※注 地方公務員・国家公務員ともに、非現業職員は交渉を行うことができるが、団体協約は締結できない。ただし、地方公務員については、書面による協定は可能。

(参考)地方公務員法(抜粋)

第五十二条 この法律において「職員団体」とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。

5 警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

9. 課題の改善にむけて ～団結権の必要性～

実効性のない国からのトップダウンではなく、現場の状況と実情を熟知している**労使の協議の下での**具体的な措置が不可欠である

そのためには



消防職員への
団結権の回復が必要不可欠！

そして



職場の**民主化**を果たすことで、
様々な課題を解決！



10. 自治労消防政策議員懇談会を開催

2024年3月6日、衆議院第2議員会館において、自治労消防政策議員懇談会を開催。衆議院議員48人、参議院議員22人の計70人の国会議員が出席した。消防職場の抱える課題等について、意見交換を行い、今後につながる貴重な機会となった。



10. 自治労消防政策議員懇談会を開催

多くの議員から質疑があり、緊急消防援助隊の処遇、救急需要のひっ迫、ハラスメント、全消協の組織強化・拡大、消防職員への団結権の付与等と多岐のテーマにわたった。

質疑者は、以下の通り。（質疑順）



立憲民主党	小川 淳也議員	(香川 1 区)
立憲民主党	鎌田 さゆり議員	(宮城 2 区)
立憲民主党	枝野 幸男議員	(埼玉 5 区)
立憲民主党	泉 健太代表	(京都 3 区)
社 民 党	福島 みずほ代表	(比例区)
国民民主党	浅野 哲議員	(茨城 5 区)

11. 参議院総務委員会における委員会質問

自治労消防政策議員懇談会に出席いただいた野田国義参議院議員、小沢雅仁参議院議員、広田一参議院議員、岸まきこ参議院議員の4人から、参議院総務委員会において、質問していただいた。

<主な質問内容>

- ・ 消防職員の団結権に関すること
- ・ 過去最多の出動件数および現場到着時間が延伸している救急業務に関すること
- ・ 緊急消防援助隊の出動手当の地域間格差および寒冷地仕様の装備に関すること

11. 参議院総務委員会における委員会質問

総務省消防庁の回答(抜粋)

「緊急消防援助隊の装備に関すること」および
「緊急消防援助隊の出動に関する各種手当の地域格差について」
『各消防本部における手当支給の実情をしっかりと把握する』と回答！



12. 消防職員の処遇改善にむけた取り組み

大規模災害時の緊急消防援助隊の出動で支給される特殊勤務手当の額や支給条件は消防本部毎に取り扱いが異なる実態。時間外勤務手当の支払いも消防本部毎に格差が生じている。



全消協は、地方公務員法が規定する給与の均衡の原則に反する消防本部間の格差解消と同一労働同一賃金の実現をめざし、処遇改善に取り組めます。

全消協加盟の単協は、消防職員委員会の意見提出の取り組みを進めます。

⇒単協は、消防本部間の格差解消、同一労働同一賃金の実現をめざします。とりわけ大規模災害における「災害派遣手当」の増額（最低目標：日額1,680円）、時間外勤務手当の支払いなどの処遇改善などを求め、消防職員委員会に意見を提出します。

12. 消防職員の処遇改善にむけた取り組み

各ブロック・道県・単協との意見交換

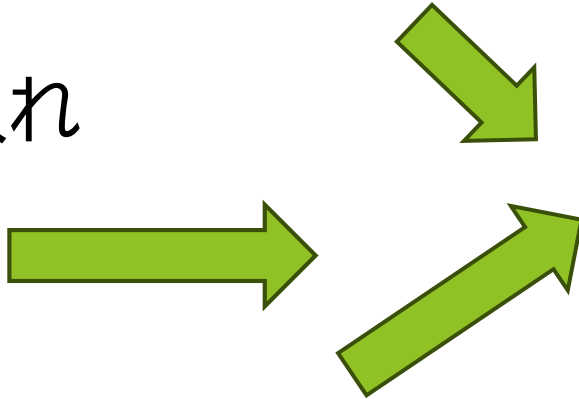
消防職員協議会

消防職員委員会

- ・ 消防長への申し入れ
- ・ 職員への調査
- ・ 市職労との連携
- ・ 組織内議員との連携

消防本部当局

地方議会での質問



消防職員の処遇改善にむけた取り組み



自治労本部総合労働局

消防職員の処遇改善にむけて

全消協の取り組み

全消協は、地方公務員法が規定する給与の均衡の原則に反する消防本部間の格差解消と同一労働同一賃金の実現をめざし、処遇改善に取り組みます。

⇒ 単協は、消防本部間の格差解消、同一労働同一賃金の実現をめざします。とりわけ大規模災害における「災害派遣手当」の増額（最低目標：日額1,680円）、時間外勤務手当の支払いなどの処遇改善などを求め、消防職員委員会に意見を提出します。

自治労の取り組み

自治労は全消協と連携し、処遇改善にむけて、以下の取り組みを進めます。

- ① 本部は、6月12日に自治労県本部消防担当者会議を開催し、消防職場の課題の共有をはかります。また、県本部は、単組に担当者会議で示された消防職員の抱える課題を単組と共有します。
- ② 単組は、単協における消防職員委員会への意見提出や議会への働きかけの取り組みを支援します。とくに、消防職員委員会の審議結果を消防長が尊重することを求めるとともに、手当支給にむけて首長部局および議会への働きかけを行います。
- ③ 県本部は、単組とともに、これらの単協の取り組みを支援します。

自治労自治体議員連合会員の皆さまとの連携



消防職員委員会とは

消防職員の団結権の否定

警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない（地公法52条第5項）

ILO87号（1948年の結社の自由及び団結権保護）条約

第9条

- 1 この条約に規定する保障を軍隊及び警察に適用する範囲は、国内法令で定める。
- 2 国際労働機関憲章第十九条八に掲げる原則に従い、加盟国によるこの条約の批准は、この条約の保障する権利を軍隊又は警察の構成員に与えている既存の法律、裁定、慣行又は協約に影響を及ぼすものとみなされない。

1965年 日本批准（ILOの見解「消防は警察に含まれる」に基づく）

その後（1973年～）、ILOは「消防は警察に含まれない」と改め、日本政府に対し、消防職員に団結権が認められるよう適切な措置をとるべきとの見解を示す。

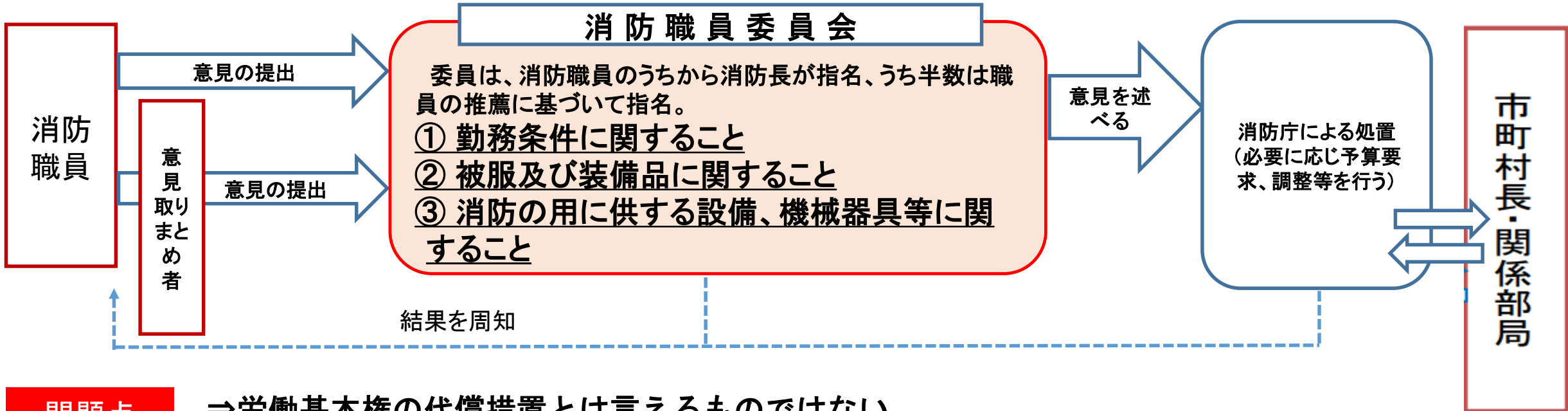
1995年10月 消防職員委員会制度の創設

消防職員からの意見を広く求めることにより、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務に職員の意見を反映しやすくすることにより、職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資すること

（日本政府）
「団結権の代償措置」と主張



（労働側）
労働基本権制約の定義にも合致せず、「団結権の代償措置たるものは存在しない」



問題点

⇒労働基本権の代償措置とは言えるものではない

① 集团的労使関係を代替していない！

- ・ 所属長の職務命令で、委員、意見取りまとめ者を選出している消防本部がある。

② 意見提出の段階での門前払いの実態！

- ・ 「意見取りまとめ者」や「消防長」が意見提出の段階で事前に審議対象外とする門前払い

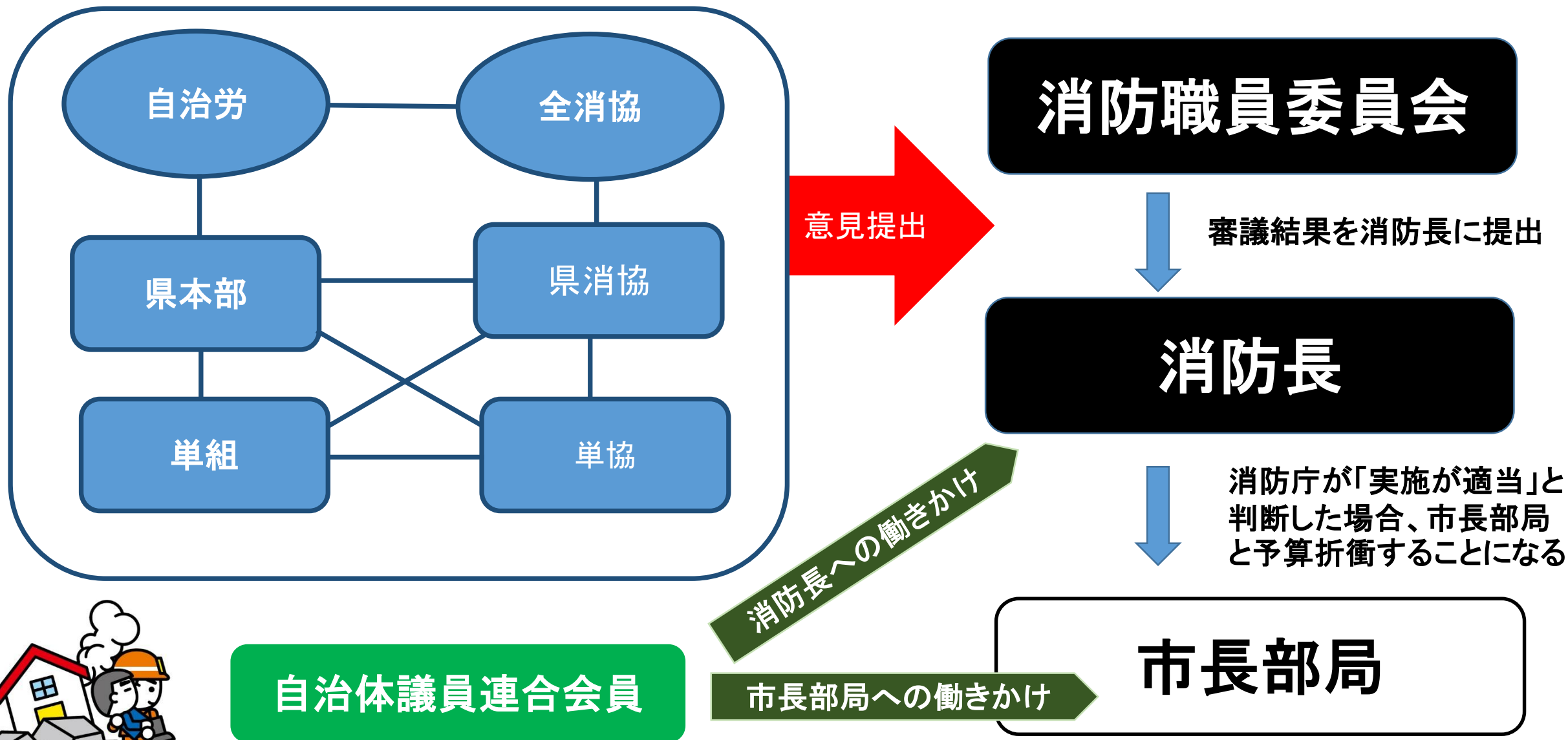
③ 委員会の結果に拘束力がなく、消防長の裁量に委ねられ措置されない場合も！

- ・ 消防長の考えによる処置が優先され、委員会の決定は軽んじられている。

④ 市長部局の予算事情で処置されない実態！

- ・ 消防長の処置に関する協議を行う市町村長・関係部局が、そもそも消防職員委員会制度を認知していない場合もあり、その実効性が担保されていない。

自治労・全消協の取り組みへのご協力をお願い



自治体議員連合会員

市長部局への働きかけ

市長部局

地方自治法改正案に対する自治労の考え方

《国会議論において特に求めること》

1. 入り口論として立法事実を厳しく追及すること
2. 地方分権の流れを逆行させない旨の答弁を引き出すこと
3. 「生命等の保護の措置に関する指示」に関しては次のように改めること
 - ① 「指示」ができる要件に「個別法を制定・改正するいとまがないとき」を加える。
 - ② 国と当該自治体との事前協議を義務化する。
 - ③ 「指示」の結果として起きたことは全て国が責任を負うことを明記する。
 - ④ 事後における適切な検証や個別法改正の提案を規定し、同様の事態において再び「指示」が行われることがないようにする。

1. 地方自治法の改正案について

3月1日、政府は地方自治法改正案を閣議決定しました。改正案にはDX化の進展を踏まえた情報システムの適正利用、公金収納事務のデジタル化、また地域における生活サービス提供体制強化にむけた多様な主体との連携強化に関する規定などが含まれています。

とりわけ、大規模な災害、感染症のまん延など、その被害が国民の安全に重大な影響を及ぼすと認められた際に、国民の安全確保に迅速な対応を取るためとして、国が地方に対し必要な「指示」をできるように、国と地方の関係において新しい章を設けて特例を規定することとしています。

このことは、2000年の地方分権改革一括法に基づき積み上げられてきた地方分権への流れを逆行させかねないものであり、自治労としてはこの間も総務省また政党に対し、重大な懸念がある旨を申し入れてきましたが、政府は改正にむけ着々と歩みを進めている状況にあります。

2. 特例化するための立法事実が不明確

地方制度調査会では、コロナ禍において、国がダイヤモンド・プリンセス号事案に対応した際、患者の広域的移送が感染法上想定されていなかったこと、また保健所設置市区の区域を超えて国が行った病床配分についても感染法上想定さ

れていなかったことなどを例示し、今回の改正の必要性を訴えています。

しかし、いずれも個別法である感染法を改正することで、今後の対応は可能であり、今後起きうる「想定できない事態」をあえて想定し、地方自治法で定めている自治体に対する国の関与の一般ルールとは別に、新たな章まで設けて特例を規定するような立法事実があるということについては大いに疑問があります。

なお、現行の地方自治法が定めた関与の類型は、自治事務と法定受託事務に区別され、自治事務への指示については、「国民の生命、身体又は財産の保護のため緊急に自治事務の的確な処理を確保する必要がある場合等特に必要と認められる場合」に限定して個別法で根拠を定めることとされ、「代執行及びそれ以外の関与」についてはできる限り設けないとされています。また、法定受託事務に関する指示については、「法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるとき」にできるものとされています。今回の改正案はこうした既存の一般ルールの大きな変更を意味しています。

3. 地方分権のおかれた危機的状況

2023年12月28日、辺野古新基地建設のための大浦湾岸海域において、国土交通大臣は沖縄県知事に代わって埋立変更承認の代執行を行いました。対話による解決を求める沖縄県知事に対し、国は異例の代執行で応えたこととなります。

そもそもコロナ禍以降、国は地方への関与を強める傾向を見せています。この間、社会的に進みつつあるDX化自体も、基本的には情報の集約化が求められることから、必然的に中央集権化への傾向を強めることとなります。

今回の地方自治法改正も、こうした流れとまったく無関係であるとは言い切れません。自治体に対する国の関与が自治事務まで含めたすべての自治体業務となることは、あくまで「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」に限られるとはいえ、地方自治に資するものとは到底言い難いものです。「有事」的、あるいは「非平時」的状況において、結局は国の判断が優先されるということは、かかる事態において最も重要であろう現場における判断、あるいは自治体側の主体性や自発性をも損ないかねません。指示待ちの時間や実態にそぐわない国からの指示が結果的に住民の安全と生命を脅かすことも考えられます。また、こうした改正は平時における自治体側の意識にさえ悪影響を及しかねません。

閣議決定後、議論の舞台はすでに国会に移されています。現状では4月、連休前の審議入りが想定されていますが、これらの懸念が払しょくされない限り、法案の成立には当然反対せざるを得ません。

4. 法案における個別の問題点について

同改正案は、2023年12月に取りまとめられた第33次地方制度調査会の答申

を受けた後、答申以上に踏み込んだ改正内容となっているよう見受けられます。法案が確定する当初段階においては、とくに国の補助的指示を規定する特例について懸念されましたが、その他の項目にも多くの疑問点が浮上しています。

(1)「DXの進展を踏まえた対応」について

公金の収納事務デジタル化として、eLTAX（エルタックス：地方税ポータルシステム）を活用拡大し、自治体の特定歳入等について地方税共同機構への収納を義務化する規定が盛り込まれていますが、地方制度調査会では委員から意見もなく、最終の答申案において唐突に盛り込まれた感があった内容です。経済界からの要望が強くあったものと見られますが、自治体にとっては改めてのシステム更新・改修が予想されます。また地方税共同機構は全国自治体の共同設置となっており、その運営費用も自治体負担となっています。これについては交付税措置されますが、同機構の運営経費やシステム経費が増大することは交付税の目減りに相当することから、国策として運営するなら国費でまかなうことの是非も検討すべきです。いずれにしても、地方制度調査会において、そうした議論があったとは見られません。

(2)「地域の多様な主体の連携及び協働の推進」について

同改正では地域住民の生活サービスの提供に資する活動を行う団体を、公私の連携の観点から、市町村長から指定を行い、同団体への支援を可能とする旨の規定がされています。あくまで自主的・自発的な組織であろう団体に対し、公的な「お墨付き」を与え、行政財産の貸与や随意契約による事務委託が可能となりますが、この団体の具体的イメージさえ地方制度調査会においても共有化されていません。しかも地方議会の関与もなく、首長の判断において指定できることとなっていることから、現行の指定管理者制度より恣意的な運用が危惧されます。また一旦指定を行うと、自治体には「支援する」義務が発生するなど、こうした疑問点については、より詳細な制度検証が必要です。今回、性急な法案化がされたことから、今後、運用のあり方も含めて警戒する必要があります。

(3)「大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例」について

今回の改正案では国の無謬性を信じる傾向が強く表れています。しかし、この間、日本を襲った大災害またコロナ禍においても、政府の判断が適切であったか疑わしい事態は多々起きています。コロナ禍における一斉休校やアベノマスクの是非をどう考えるのか。また熊本地震においては、防災担当大臣が指示した避難先の体育館について、危険と判断した地元自治体がこれを拒否した後、震度7の地震により当該施設の天井が落下するなど、現場判断により事故が未然に防がれた例もあります。当該自治体でさえ状況の把握は困難であるにもかかわらず

ず、国の判断に従うことを義務付けることが果たして合理的と言えるのか大いに疑問が残ります。

また、国の指示に従い難い状況がある場合の備えとして、国による強権的な指示とならないよう、自治体側との意見・情報交換はより重要となります。この点をいかに担保するのかは大きな課題です。

これと同時に、事後の対応も求められます。判断を巡っての事後の係争処理システムは保障される見込みですが、指示をめぐって事後に行うべき個別法の改正や国会における報告や検証についても何らかの規定やルール化が必要です。そのうえで、一旦行われた指示は、同様の事態において二度と行われなことを明確にすべきです。

さらに、この特例があくまで特例であるために、厳しい運用を規定することが重要です。かかる事態については「大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例」と記載されていますが、「その他」「これらに類する」といった事態についても安易な解釈がされないよう、より慎重かつ厳密な規定が求められます。

5. 自治労としての対応

自治労としてはこの間も上記の問題意識に基づき、地制調・省庁・議員対策を行ってきましたが、国会議論においては、まず入り口論として、立法事実が明確でないこと、そして地方分権の流れを逆行させかねない性格を持つ法案であることを指摘する必要があります。このため立憲民主党を中心とした野党による厳しい追及を求めます。

また、全国知事会は法案について一定の評価をしつつも、国の補充的指示が安易に行使されることが「確実に」ないよう、事前の適切な協議・調整にむけた運用を明確化するよう求めています。その他、指定都市市長会も閣議決定となる以前から、通常の国と地方の役割分担とは明確に切り離すべきであるなど、懸念を表明しています。こうした地方団体との連携も追求しつつ、引き続き、自治労の考え方が反映されるよう必要な対策を行います。

以 上

地方自治法の一部を改正する法律案の概要

○ 第33次地方制度調査会「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」(令和5年12月21日)を踏まえ、以下の改正を行う。

1. DXの進展を踏まえた対応

① 情報システムの適正な利用等

- ・ 地方公共団体は、事務の種類・内容に応じ、情報システムを有効に利用するとともに、他の地方公共団体又は国と協力し、その利用の最適化を図るよう努めることとする。
- ・ 地方公共団体は、サイバーセキュリティの確保の方針を定め、必要な措置を講じることとする。
総務大臣は、当該方針の策定等について指針を示すこととする。

② 公金の収納事務のデジタル化

eLTAXを用いて納付するものとして長が指定する公金(地方税以外)の収納事務を、地方公共団体が地方税共同機構に行わせるための規定を整備する。

2. 地域の多様な主体の連携及び協働の推進

地域住民の生活サービスの提供に資する活動を行う団体を市町村長が指定できることとし、指定を受けた団体への支援、関連する活動との調整等に係る規定を整備する。

3. 大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例

現行の国と地方公共団体との関係等の章とは別に新たな章を設け、特例を規定する。

① 国による地方公共団体への資料又は意見の提出の求め

事態対処の基本方針の検討等のため、国は、地方公共団体に対し、資料又は意見の提出を求めることを可能とする。

② 国の地方公共団体に対する補充的な指示

適切な要件・手続のもと、国は、地方公共団体に対し、その事務処理について国民の生命等の保護を的確かつ迅速に実施するため講ずべき措置に関し、必要な指示ができることとする。

【要件】個別法の規定では想定されていない事態のため個別法の指示が行使できず、国民の生命等の保護のために特に必要な場合(事態が全国規模、局所的でも被害が甚大である場合等、事態の規模・態様等を勘案して判断)

【手続】閣議決定

③ 都道府県の事務処理と規模等に応じて市町村(保健所設置市区等)が処理する事務の処理との調整

国民の生命等の保護のため、国の指示により、都道府県が保健所設置市区等との事務処理の調整を行うこととする。

④ 地方公共団体相互間の応援又は職員派遣に係る国の役割

国による応援の要求・指示、職員派遣のあっせん等を可能とする。

【施行期日】 1①、2及び3: 公布の日から起算して3月を経過した日(1①の一部は令和8年4月1日)

1② : 公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日

【現業評議会】

①現業職員の現状について

現業職員を取り巻く現状は、退職不補充や安易な民間委託導入により、人員削減がされ、また賃金においても抑制されている。この間、行き過ぎた人員削減により、地域実情に応じた公共サービスの提供が困難に陥るとともに、能登半島地震では災害ごみの対応について初動対応、復旧に関わり、現業職員の配置されている自治体と配置されていない自治体では対応に差が見受けられるなどの課題が生じている。

【総務省定員管理調査結果と自治労における現業職員新規採用者数の比較】

年 度	現業職員数 (総務省定員管理調査)	現業職員削減数	現業新規採用数 (自治労調査)
2018年度	108,165人	8,077人	567人
2019年度	103,563人	4,602人	619人
2020年度	101,109人	2,454人	732人
2021年度	97,171人	3,938人	775人
2022年度	93,244人	3,927人	815人
2023年度	90,225人	3,019人	961人

現業職員では1994年以前から減少しており、今もなお減少が継続している。総務省調査では2004年時点の現業職員数は255,593人、2021年度時点では10万人を割り込み、また職種別では清掃職員が2004年時点の43,528人から2023年時点で21,001人、調理員では60,474人から16,862人と大きく減少している。

現業職員の減少により、これまで培ってきた技術・技能・経験や知識の継承ができないため、安定的な地域公共サービスの提供体制に必要な人員確保が最重要課題である。

②安易な民間委託導入について

現業職場ではコスト削減を理由に安易な民間委託の導入が進んでいる。近年の物価高や人件費の高騰により、必ずしもコスト削減には繋がらない状況となっている。また委託導入により、自治体の関与が薄れてしまい、現場を把握していないことが多いため、課題が生じるまで気付かない事態に陥っている。

③各職種の現状と課題について

【清掃職場】

ごみ出し困難者が増え「ふれあい収集」の必要性が高まる。

あわせて循環型社会にむけた取り組みが求められている。(プラ促進法など)
(不法投棄対策、分別回収の推進)
災害時では災害ごみの対応(収集、置き場の設置・運営など)

【学校職場】

給食関係では、アレルギー対応、食育の推進、
用務員関係では、学校施設の環境整備、災害時の避難所運営
災害時では避難所開設、運営と炊き出しなど。

その他の現業職場では、保育職場をはじめ、道路・公園維持、介護、病院施設、
など様々な現場で業務を担っているが、人員不足が共通の課題である。

④今後に向けて

人員不足と安易な委託導入にむけた取り組みとして4月16日に総務省に対し、現業職員の新規採用について自治体判断を尊重すること、現業職場の民間委託推進を慎むこと、など4項目の要請書を提出し、要請行動を実施している。

【参考】 総務省議事録抜粋

【自治労】

物価高や人件費の高騰により委託費が増大していく中、業務内容によっては民間委託が必ずしも効果的・効率的な有効な手段になり得ていない。あわせて、自治体責任の下で職員でなければ提供できない公共サービスも存在していると考え、総務省としても同様の認識であるか伺いたい。

【総務省】

民間委託等に関しては、質の高い公共サービスを効果的・効率的に提供するという行政の責務を果たすことが、まず重要な点である。その上で、地域の実情に合わせて、民間委託なのか直営なのか、自治体が自主的に判断いただくべきと考える

現業職員減少の大きな要因は民間委託の導入である。総務省は現業職員の採用について自治体判断を尊重するとの考えであり、民間委託の有無についても自治体判断としている。

自治体では日常の地域公共サービスを安定的に提供することをはじめ、災害時や感染症拡大時に迅速かつ臨機応変な対応が求められている。これらを実践していくためには、業務の全てを民間に委ねることなく、一定程度の自治体職員を配置することが重要である。今後は、民間委託で課題が生じている際は、再度、直営に戻していくことも必要と考える。

自治体議員連合全国学習会

医療現場の診療報酬による賃上げについて

自治労衛生医療評議会
事務局長 平山春樹

2024年診療報酬改定率 全体で-0.12%

(本体+0.88%, 薬価等 -1.00%)

診療報酬改定について

12月20日の予算大臣折衝を踏まえ、令和6年度の診療報酬改定は、以下のとおりとなった。

1. 診療報酬 +0.88% (国費800億円程度(令和6年度予算額。以下同じ))

※1 うち、※2~4を除く改定分 +0.46%

各科改定率	医科 +0.52%
	歯科 +0.57%
	調剤 +0.16%

40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者の賃上げに資する措置分(+0.28%程度)を含む。

※2 うち、看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種(上記※1を除く)について、令和6年度にベア+2.5%、令和7年度にベア+2.0%を実施していくための特例的な対応 +0.61%

※3 うち、入院時の食費基準額の引き上げ(1食あたり30円)の対応(うち、患者負担については、原則、1食あたり30円、低所得者については、所得区分等に応じて10~20円) +0.06%

※4 うち、生活習慣病を中心とした管理料、処方箋料等の再編等の効率化・適正化 ▲0.25%

(注) 令和6年6月施行

薬価等で -1.0%

2. 薬価等

①薬価	▲0.97% (国費▲1,200億円程度)
②材料価格	▲0.02% (国費▲20億円程度)
合計	▲1.00% (国費▲1,200億円程度)

※ イノベーションの更なる評価等として、革新的新薬の薬価維持、有用性系評価の充実等への対応を含む。

※ 急激な原材料費の高騰、後発医薬品等の安定的な供給確保への対応として、不採算品再算定に係る特例的な対応を含む。(対象:約2000品目程度)

※ イノベーションの更なる評価等を行うため、後述の長期収載品の保険給付の在り方の見直しを行う。

(注) 令和6年4月施行(ただし、材料価格は令和6年6月施行)

40歳未満の勤務医師・歯科医師・薬局の勤務薬剤師と事務職等の賃上げ分に+0.28%程度

看護職員、病院薬剤師やその他医療関係職種の賃上げに+0.61%

入院時の食費基準額の引き上げ(1食あたり30円)に+0.06%

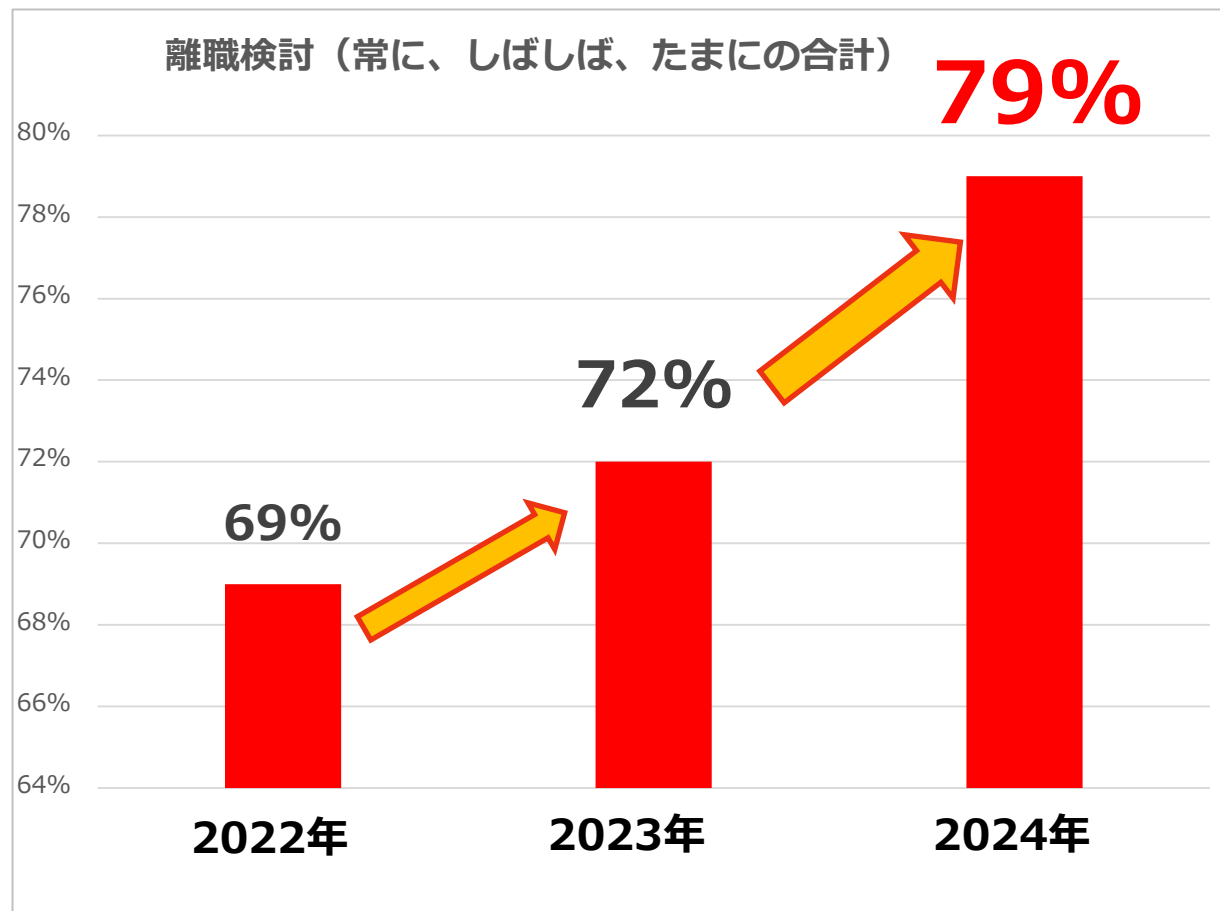
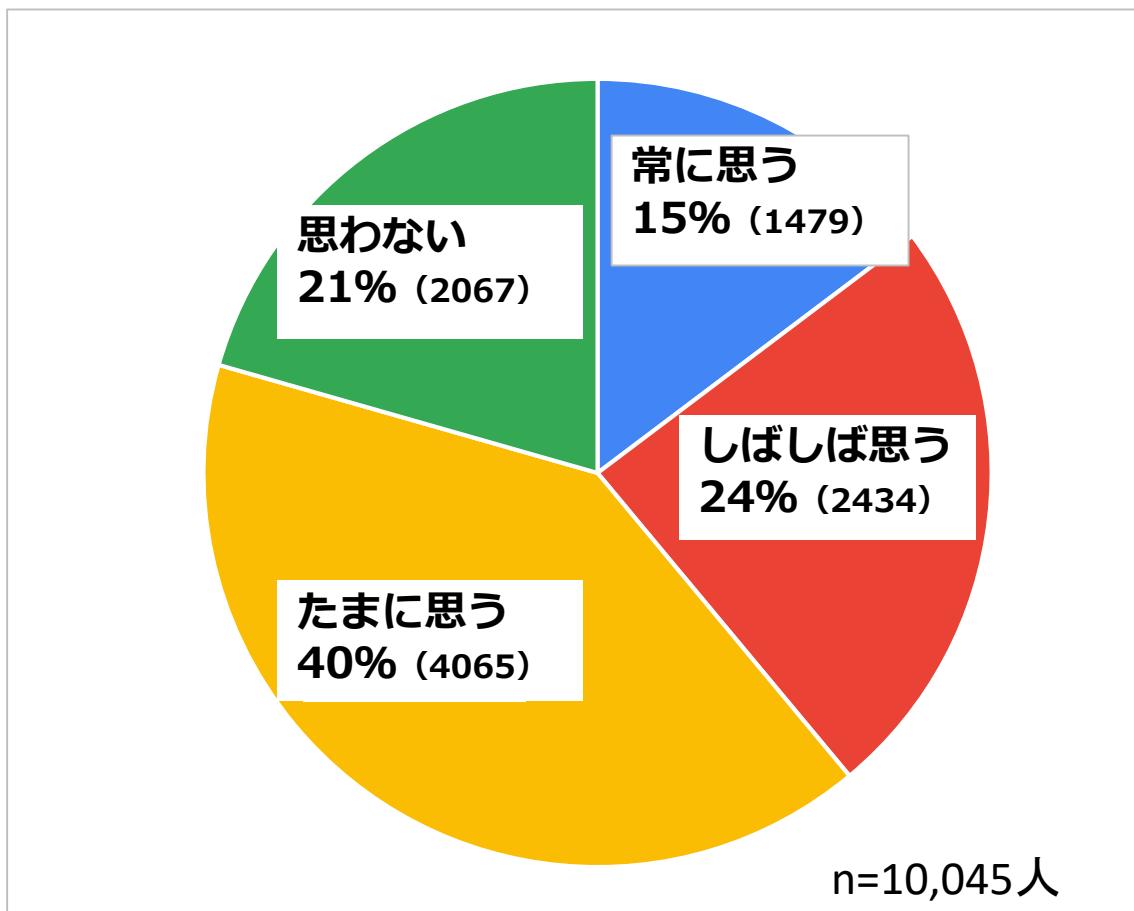
医療分野の賃上げをする背景と意義

- 物価高騰の状況、30年ぶりの高水準となる賃上げ状況などの経済社会情勢は、医療分野におけるサービス提供や人材確保に大きいな影響を与えている
- 利用料金（診療報酬）は公定価格で設定され、価格転嫁を独自できない
- 2024年度に+2.5%、2025年度にさらに+2.0%（4.5%）のベースアップを実施し、定期昇給なども合わせて、昨年を超える賃上げの実現をめざす
- 2024年診療報酬改定で、2.3%の賃上げ財源措置がされた
- 医療の質の向上と経営改善には人員確保が必須。医療業界への人材確保と他産業への人材流出防止が求められる。人材確保には、診療報酬改定による賃上げが必要不可欠

もし診療報酬による賃上げを行わなかった場合

- 近隣医療機関が賃上げした場合には自院の給与水準が相対的に低下し、職員採用に影響？
- 賃上げされることを期待していた職員のモチベーションが低下し、人材流出のリスク増？
- 全体的な賃上げが行われないと将来医療業界の人材確保が困難になる可能性あり

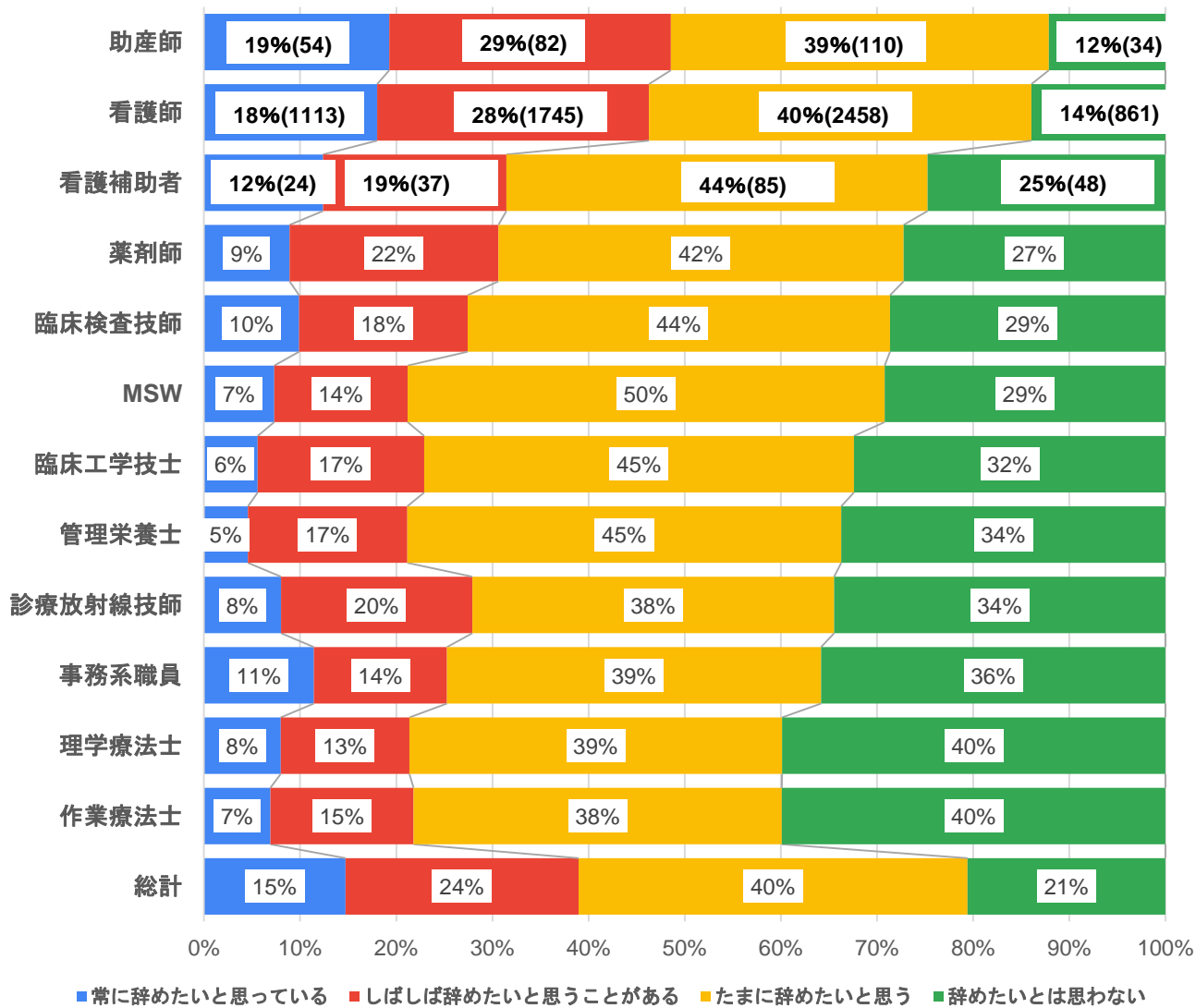
現在の職場を辞めたいと思っていますか？（自治労調査より）



医療従事者の**79%**が**離職**を検討！ 昨年度より7ポイント増

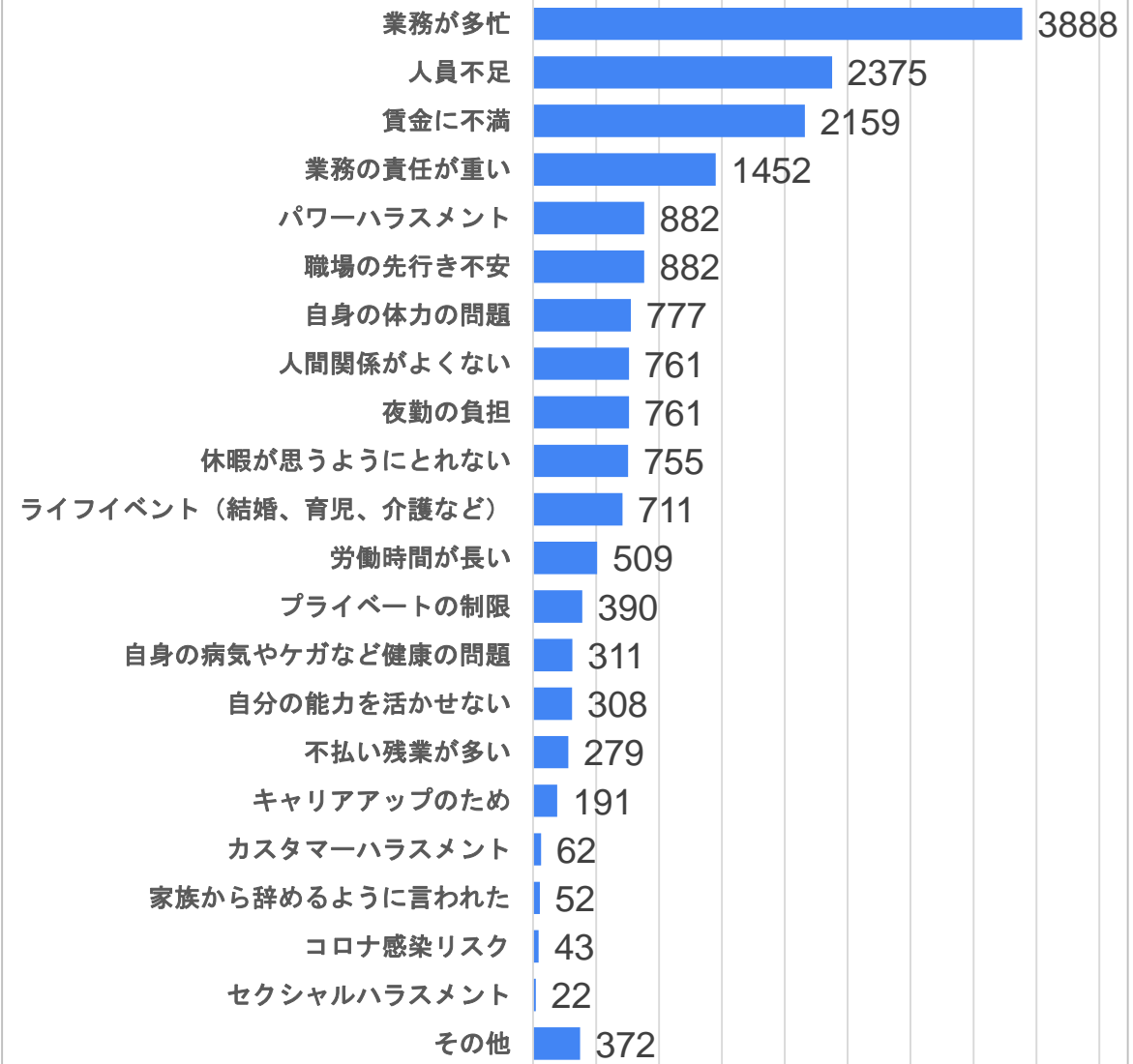
* 「常に思う」・「しばしば思う」・「たまに思う」の合計

現在の職場を辞めたいと思っていますか？ (100人以上回答のあった職種)



職種別では、助産師 88% がもっと多く、次いで看護師 86%、看護補助者 75% となっている

辞めたいと思う理由 (複数回答)



理由は、「業務が多忙」が最も多く、次いで「人員不足」、「賃金に不満」となっている

診療報酬による賃上げのポイント

- 医療現場の賃上げ措置として、ベースアップ評価料の新設（2.3%賃上げ財源）と基本料（初再診料と入院基本料）の引上げが行われる
- 賃上げの方法は、基本給の見直し又は月額手当
- 2024年6月から診療報酬による賃上げ開始（遡及可）

賃上げに係る評価の全体像

ベースアップ評価料

看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種（40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者を除く）について賃上げを実施していくための評価

① 外来・在宅医療の患者に係る評価、訪問看護のステーションの利用者に係る評価

外来・在宅ベースアップ評価料(I)、歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)、訪問看護ベースアップ評価料(I)
・ 届け出が必要、初再診料等に評価を上乗せ（区分は設けない）

(新) 外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 初診時 6点 再診時 2点 等



※ ①による対象職員の賃上げが、一定の水準（給与総額の1.2%増）に達しないと見込まれる施設のみ

無床診療所、訪問看護ステーション



※ 入院に携わる職員のための評価

病院、有床診療所

③ 入院患者に係る評価

入院ベースアップ評価料

・ 必要な評価の区分（165区分）を計算し、届け出を行った施設について、入院料等に評価を上乗せ

(新) 入院ベースアップ評価料 (1日につき)

1 入院ベースアップ評価料1 1点

2 入院ベースアップ評価料2 2点

↓

165 入院ベースアップ評価料165 165点

② 賃金増率が低い場合の①への上乗せ評価

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)、
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)

・ 一定の水準（対象職員の給与総額の1.2%）に達するため、評価の区分（8区分）を計算し、届出を行った施設について、①の評価へ上乗せ

- ・ ベースアップ評価料においては、算定した評価は、対象職員の賃上げ（ベースアップ等）に用いる必要（令和6年度から令和7年度への繰り越しは可）
- ・ 対象職員の賃上げの計画及び実績について、毎年報告

初再診料、入院基本料等の引き上げ

40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者の賃上げに資する措置

・ 賃上げの計画及び毎年の実績（各年）についてベースアップ評価料①～③に伴う報告や抽出調査等により把握

施設基準は、
保険医療機関

公立病院も対
象です

外来・在宅ベ
ースアップ評
価料と入院ベ
ースアップ評
価料で2.3%
の賃上げ財源
（事業主負担
分含む）

入院基本料と
初再診料の引
き上げを財源
とする

1 医療従事者の賃上げの概要について

(2) 対象職種

○ 今般の診療報酬改定における賃上げの対象となる職種については、それぞれ以下のとおりです。

1

病院、診療所、歯科診療所、訪問看護ステーションに勤務する看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種の賃上げのための特例的な対応として、+ 0. 6 1 %の改定

【対象職種】

薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、歯科業務補助者、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師、柔道整復師、公認心理師、診療情報管理士、医師事務作業補助者、その他医療に従事する職員（医師及び歯科医師を除く。）

給食調理員は、ベースアップ評価料の対象外

2

40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者の賃上げに資する措置として、+ 0. 2 8 %の改定

【対象職種（想定）】

40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者 等

給食調理員は、入院基本料と初再診料の引き上げ財源で賃上げ

ベースアップ評価料のポイント

- ベースアップ評価料の施設基準は、保険医療機関
- 対象32職種に2.3%の賃上げ財源が得られる
(ベースアップ評価料による財源は、賃上げにしか使えず、使い切らなければならない)
- 2024年6月からベースアップ評価料算定開始。算定した月から賃上げが必要
(12月までに算定した月に遡及対応可)
- 6月から算定するためには6月3日（月）までに申請が必要
厚労省は、5月下旬は込み合うので、5月17日までの申請を求めている

自治労の方針（おすすめの方法）

- 賃上げ対象職員：医療現場働くすべての職員
- 方法：月額手当
- 賃上げ額：一律額
- 人事院勧告は別途対応
- 6月からベア評価料算定。12月議会で手当新設し6月遡及

厚生労働省の解説動画と資料

- 2月15日 医師会と厚生労働省主催の説明会
ベースアップ評価料計算支援ツール

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212500_00248.html



- 3月5日 厚生労働省解説動画と資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00045.html



厚生労働省の解説サイト

- ベースアップ評価料等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html



まとめ

- 2024年診療報酬改定で医療現場で働く職員の賃上げ財源が措置された。
- 医療の質の担保と人材確保のために、診療報酬で措置された財源をもとに、医療機関で勤務する職員の賃上げが求められる。
- 6月から賃上げが始まる（遡及含む）

⇒自治体病院で賃上げが行われるかご確認ください。

<自治労の課題提起—社会福祉局>

公立保育所における配置基準の課題について

自治労社会福祉局長 門崎 正樹

職員配置の最低基準等の改正

2024年度の対応

【公定価格上の加算措置】 ※告示を改正

- 新たに「4・5歳児配置改善加算」を措置する。
- 30：1の配置に要する経費と、25：1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算する。

※ チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設では、既に25：1以上の手厚い配置を実現可能としているため、引き続き、当該加算のみを適用することとする。

※ チーム保育推進加算は、主に3～5歳児について複数の保育士による体制を構築するための加算であり、令和5年度には、先んじて4・5歳児の配置改善を進めるため、大規模な保育所について、配置人数の充実（1人⇒2人）を行っている。



【最低基準等の改正】 ※内閣府令等を改正

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を改正し、4・5歳児の職員配置基準を改善する。
- 人材確保に困難を抱える保育の現場に、混乱が生じないよう、当分の間は、従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置を設ける

年齢	従前の基準	新たな基準
4・5歳児	30：1	25：1

※ 3歳児については、平成27年度より「3歳児配置改善加算」を措置している。（令和4年度の加算取得率：約90%）

※ 3歳児についても、4・5歳児と同様に最低基準等の改正（20：1⇒15：1）を行う。

2025年度以降の対応

- 1歳児については、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に、6対1から5対1への改善を進める。

配置基準改善の課題

◇職員配置改善の財源は民間保育所では、委託費(国:都道府県:市町村=2:1:1※ただし、市町村分は普通交付税措置)における公定価格上の3・4・5歳児配置改善加算により措置。

◇運営費が一般財源化されている公立保育所では、現在の3歳児と同様、4・5歳についても、配置改善の有無に関わらず普通交付税措置により措置される。

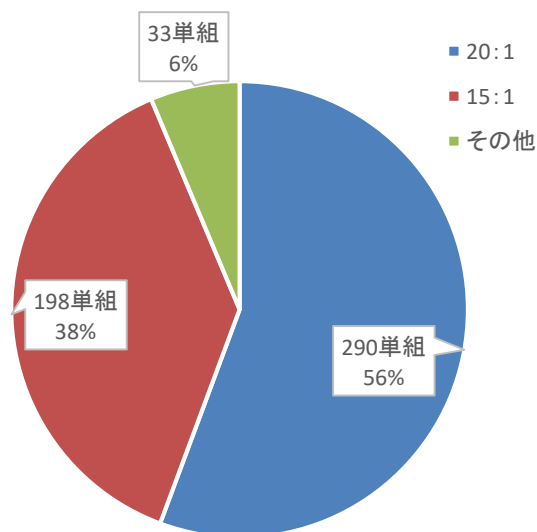
◇現状、自治労が2021年に行った調査では、3歳児の配置改善について、6割の自治労加盟の自治体で実施していない。4・5歳児についても、同様の状況が懸念される。

◇「最低基準」とは何か？保育の質を維持するために国が定めた最低限の人員配置であるとする、経過措置の有無に関わらず、とりわけ公立保育所が率先して最低基準以上の配置を行うよう取り組む必要がある。それらも踏まえ、公立保育所についての財源措置を確認すべき。

◇なお、基準が実現するためには、保育士不足解消が必要。「保育士の数が足りない」、「休暇が取得できない」、「休み時間が取れない」といった声があがる職場環境から人材が集まる職場環境とするための政策を強力に推し進め、1歳児職員配置の早期改善はもとより、諸外国を参考にすると改正後においても、なお改善の余地がある配置基準の継続した改善に取り組むが、一方、地王からの底上げに重要になってくる。

◇本部としては、こどもの住む地域や通う保育所、公私の違いで保育の質に差ができてしまわないよう、この最低基準の改定が保育の質の向上に実効性を持つものとするため、経過措置の「当分の間」は期限を設けるよう求めていく。

Q:3歳児の保育士の配置はどのような基準になっていますか(回答単組:521単組)



出典：2022年度「3歳児の職員配置に関する実態調査」

・調査対象：自治労に加盟している公立保育所が所属する自治体単組38県本部549単組

(保育所設置数 公設公営3,162箇所、公設民営667箇所)

・調査期間：2021年9月29日～11月21日(調査基準日：10月1日)

参考①: 2024年度地方財政計画の概要(通常収支分)

5 定額減税による減収への対応

- 個人住民税の減収(9,234億円)は、地方特例交付金により全額国費により補填
- 地方交付税の減収(7,620億円)は、繰越金・自然増収による法定率分の増(1兆1,982億円)により対応。減税の影響を含めても、適切に地方財源を確保。更に、後年度、2,076億円の加算を実施(交付税特別会計借入金償還の円滑化に活用)

6 こども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保 ……P12~P13参照

- 「こども未来戦略」に掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」における令和6年度の地方負担分の増(2,251億円)について、全額地方財政計画の歳出に計上し、必要な財源を確保
- 地方団体が、地域の実情に応じてきめ細かに独自のこども・子育て政策(ソフト)を実施できるよう、地方財政計画の一般行政経費(単独)を1,000億円増額
- 地方団体が、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善(ハード)を速やかに実施できるよう、新たに「こども・子育て支援事業費」(500億円)を計上し、「こども・子育て支援事業債」を創設
- 普通交付税の算定に当たり、地方団体が実施するこども・子育て政策の全体像を示し、こども・子育て政策に係る基準財政需要額の算定をよりの確なものとするため、新たな算定費目「こども子育て費」を創設

7 給与改定・会計年度任用職員への勤勉手当支給に要する地方財源の確保

- 令和5年人事委員会勧告に伴う給与改定に要する経費や、会計年度任用職員への勤勉手当の支給に要する経費について、所要額を計上

・ 給与改定に要する経費(地方負担分)	3,267億円
うち会計年度任用職員分	600億円
・ 会計年度任用職員への勤勉手当支給に要する経費	1,810億円

参考②: 2024年度予算における加速化プランの主な施策

主な施策	令和6年度予算額（対前年度比）
①児童手当の抜本的拡充 ・所得制限の撤廃、高校生年代への支給対象拡大、第3子以降3万円	・児童手当等交付金 1兆5,246億円（+3,047億円）
②出産・子育て応援交付金（経済的支援） ・妊娠届時5万円相当、出産届時5万円相当の経済的支援（委託費含む）	・出産・子育て応援交付金 624億円（+254億円）
③出産・子育て応援交付金（伴走型相談支援） ・妊娠から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、ニーズに応じた支援につなげる	
④高等教育費の負担軽減 ・対象を多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約600万円）に拡大	・大学等修学支援費 5,438億円（+127億円）
⑤4・5歳児の職員配置基準の改善 ・30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける	・子どものための教育・保育給付交付金 1兆6,617億円（+669億円）
⑥保育士等の処遇改善 ・令和5年人事院勧告を踏まえた対応を実施（人件費の改定率は+5.2%）	
⑦放課後児童クラブの常勤職員配置の改善 ・常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合の補助基準額を創設	・子ども・子育て支援交付金 2,074億円（+228億円）
⑧多様な支援ニーズへの対応 ・こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立促進 ・児童虐待防止・社会的養護・ヤングケアラー等支援 ・障害児支援、医療的ケア児支援等	・児童扶養手当 1,493億円（+7億円） ・児童保護費負担金 1,438億円（+90億円） ・障害児入所給付費等負担金 4,690億円（+207億円） 等

(注1) 予算額は一般会計と特別会計の合計。

(注2) 加速化プランによる充実額は上記の内数。

参考③: 各国の保育士の配置基準(保育士1人で見られる子どもの人数)

	日本	米 (ニューヨーク州)	英国	フランス	ドイツ
乳児	3人	4人 (1歳半以降 は5人)	3人	歩けない子 5人 歩ける子 8人	6人
1歳	6人		4人		
2歳	6人				
3歳	(15人)	7人	13人	15人	13人
4歳	(25人)	8人			
5歳	(25人)	9人			

※2022年11/10東京新聞記載(日本以外の各国データは2009年当時の全国社会福祉協議会の報告書用い東京新聞が作成)の表を、日本の欄について、門崎が府令改正により修正したもの

参考④:これまで協力いただいた県本部・単組の取り組み

・保育職場の人員確保・職員配置基準改善に向けた取り組み(第1次集約分)

【職場の人員確保・配置基準改善 意見交換の取り組み】7/18 第1次集約

<静岡県本部>



<三重県本部>



<三重県本部>



<三重県本部>



<大阪府本部>



<大阪府本部>



<大阪府本部>



<大阪府本部>



<広島県本部>



<香川県本部>



<香川県本部>



※地連、県本部、単組の集会や職場単位で個人を集めた成果物を用い、職場課題を共有化し、県本部・単組を通じて組織内自治体議員等と意見交換を行い、公立保育所の意義や役割を地方議員と共有。

参考⑤:これまで協力いただいた県本部・単組の取り組み

・保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める自治体意見書採択の取り組み

徳島県美馬市議会(2024.3.12)

日本政府に保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書

近年、公立・私立を問わず、保育施設において子どもの安全がおびやかされる事後が繰り返されています。これらの保育施設での事案では、単なる過失によるものだけではなく、保育士や保育教諭等の保育施設職員の人員不足による保育現場の過酷な労働実態も浮き彫りとなっています。

しかし、保育士の職員配置基準について、1歳児で1967年から変更がされておらず、早急な職員配置基準への改善を行うことが求められています。

さらに、学童保育施設の基準についても、職員配置や施設に関する基準の踏み込んだ改善検討を行うことが重要です。

二つに、保育等保育施設の職員については、非正規雇用の職員が多く、保育士、放課後児童支援員の年収は全産業平均と比べ低い実態にあることが、各方面から指摘されてきました。こうした状況にあって標準的な労働者の年収を確保できるような抜本的な処遇改善が行われる必要があります。

三つに、「保育士の数が足りないこと」、「放課後児童支援員が集まらないこと」に対し、保育所等保育施設・学童保育施設で働く職員の声を十分に聴取した上で、保育現場のワーク・ライフ・バランスの実現のために働き方改革やハラスメント対策を具体化させることも重要な課題です。

四つに、こども・子育て支援加速化プランの具体化にあたっては、保育所等保育施設の運営が公立・私立にかかわらず、地方単独事業への支援も含め、政府の責任において確実な財源措置を行うことが強く求められます。

よって、国においては、子どもたちに安心・安全で質の高い保育を提供するため、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望します。

1. 保育所等保育施設の職員配置基準を改善すること。
2. 保育等保育士施設・学童保育施設で働く職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規雇用の職員の正規化及び非正規雇用の職員の雇用安定を促すための支援策を講じること。
3. 保育所等保育施設・学童保育施設で働く職員の人材確保策を早急に策定・実施すること。
4. こども・子育て支援加速化プランの具体化にあたっては、保育所等保育施設の運営が公立・私立にかかわらず、十分な財源措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見を提出します。

公営・地域公共交通の現状と 当面の課題について

1. 社会基盤施設としての充実・整備を求めます。
2. 2024年問題より深刻な乗務員不足の解消を求めます。
3. 地域公共交通崩壊の恐れのあるライドシェアには反対します。

都市公共交通評議会

事務局長 青山浩二

1. 社会基盤施設としての充実・整備を求めます。

道路や上下水道などの社会基盤施設は、公共が主体となり計画的な整備を進め、その利便性は年々向上しています。しかし、路線バスの減便や撤退などに見られるように、多くの地域で地域公共交通の利便性は低下しています。地域公共交通も暮らしを支える社会基盤施設の一つとして捉え、地域公共交通の充実を図る必要があるのではないのでしょうか。地球環境に優しいまちを築く上でも、地域公共交通の役割が見直されています。地域公共交通を道路や上下水道などの社会基盤施設と同様に捉え、行政がまちづくりの一環として計画的に整備を進める時期を迎えているのではないのでしょうか。

「利用者の減少 → 赤字路線の拡大 → 赤字路線からの撤退 → 利便性の低下 → 利用者の減少」という悪循環に陥り、地域公共交通の弱体化が進行しています。行政、地域住民、交通事業者が協力して地域に最適な地域公共交通の全体像を描き、計画的に充実していくことで、さらに暮らしやすいまちへと改善していくことが求められています。

地域公共交通の充実は、輸送面の効果にとどまらず、
「地域公共交通の充実 → 利便性の向上 → 買物客や観光客の増加 → にぎわいあるまちづくりの実現」といったまちづくりに対する効果も期待できます。

地域の公共交通を維持するための協議の場の充実を求めます。

● 法定協議会

根拠法規は「地域公共交通活性化再生法」バスやタクシーだけでなく、鉄道、旅客船など、全ての交通モードを対象
機能は、主宰する自治体の地域公共交通計画を策定し、交通事業者や地域住民、関係行政機関など、関係者が一堂に会する協議組織

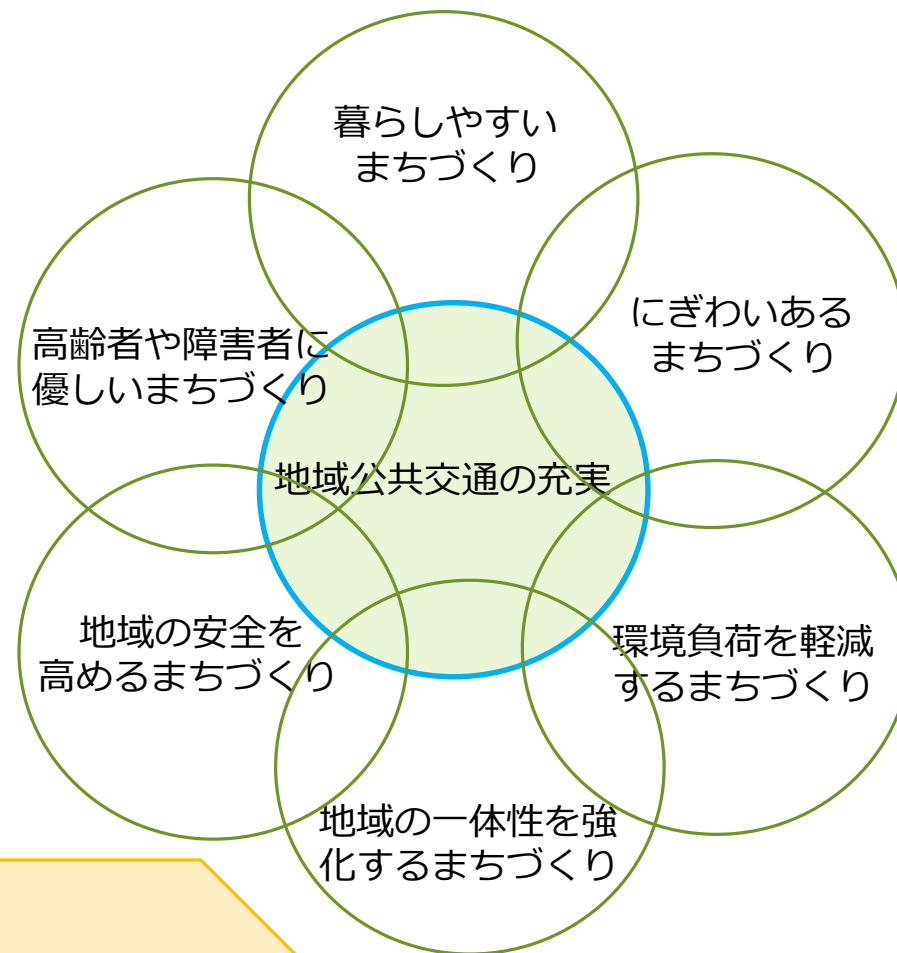
● 地域公共交通会議

根拠法規は「道路運送法」乗合バスやタクシーなど、旅客自動車運送事業が協議対象、自家用車による有償運送も対象

● 再構築協議会

根拠法規は「改正地域公共交通活性化再生法」利用者の減少により鉄道の運営が難しくなった線区を対象に、事業者と沿線自治体、国が「持続可能な地域公共交通を再構築する」ために話し合う場。鉄道事業者または自治体が国に申し入れることで設置できる。

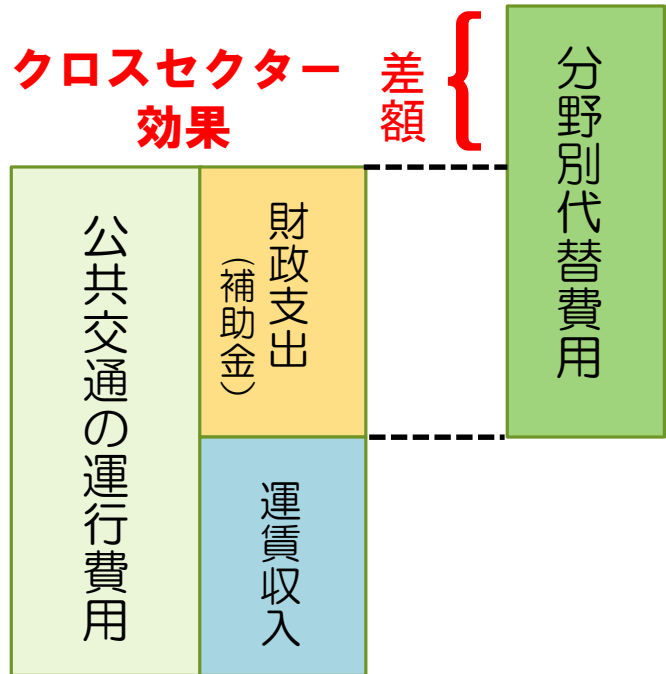
《 地域公共交通の充実とまちづくりとの関係 》



◎ 自治体が5年後、10年後の“まちの交通デザイン”を事業者、住民と協議しないと突然運休・廃止・減便の話となります。中・長期的かつ大胆な地域交通計画の策定を協議していく必要があります。何もしないとまちから地域公共交通がなくなってしまう時代がきます。

クロスセクター効果とは

地域公共交通を廃止した時に追加的に必要となる多様な行政部門の分野別代替費用と、運行に対して行政が負担している財政支出を比較することにより把握できる地域公共交通の多面的な効果です。



分野	地域公共交通が廃止された場合に必要となる行財政負担項目	内 容
	病院送迎貸切バスの運行	医療機関へ通院することができなくなる患者の通院手段として、病院送迎貸切バスによる送迎サービスを行う。
医療	通院のためのタクシー券配布	医療機関へ通院することができなくなる患者の通院手段として、通院のためのタクシー券を配布する。
	医療費の増加	地域公共交通利用者が自動車で送迎してもらったり、タクシーを利用することで家や目的地からバス停や駅等へ歩くことがなくなることで、健康が損なわれやすくなることにより医療費が増加する。
商業	買物バスの運行	買物に行くことができなくなる人の買物先への移動手段として、貸切バスによる送迎サービスを行う。
交通安全	高齢者ドライバーのさらなる安全教育	自動車の運転が不安になった高齢者が、移動のために仕方なく自動車を運転することにより交通事故が増加すると考えられるため、高齢者ドライバーにさらなる安全教育を行う。
教育	貸切スクールバスの運行	通学ができなくなる児童、生徒のための通学手段としてスクールバスを運行する。
観光	観光地送迎貸切バスの運行	観光地を訪れることができなくなる観光客の移動手段として、観光地への貸切送迎バスを運行する。
財政	土地の価値低下等による税込減少	地域公共交通関係施設周辺の土地の価格低下等により固定資産税や都市計画税の税込が減少する。
建設	道路混雑に対応した道路整備	地域公共交通利用者が自動車利用へ転換することにより増加する自動車交通量に対応するための道路整備を行う。
環境	さらなる温室効果ガス削減対策	地域公共交通利用者が自動車利用へ転換することにより、自動車から排出される温室効果ガスが増加することに対応して、さらなる温室効果ガス削減対策を実施する。
防災	災害時における住民の移動手段の調達	災害時の移動手段としての役割も担う地域公共交通が廃止されることから、災害に備えて住民の移動手段を確保する。

参考資料：

- ・ CSEを平易に説明した論文：土井勉：「[地域公共交通の価値をクロスセクター効果で定量化する](#)」
- ・ 国土交通省近畿運輸局：「[地域公共交通 赤字=廃止でいいの?](#)」。

交通経済研究所：「運輸と経済」第80巻第7号，pp.31~37，2020年7月

地方ローカル線、バス路線の廃止は交通弱者の移動権を奪っています

JR芸備線再構築協議会

2024年3月26日 全国初の開催

JR芸備線：広島県広島駅から岡山県備中神代駅まで

再構築協議会要請区間

備後庄原駅（広島県庄原市）から備中神代駅（岡山県新見市）

※JR西日本がこれまで協議を求めたが、廃止を危惧する自治体が協議に慎重だったため実現していなかった。

JR東海以外のJR各社は再構築協議会の設置要請があり得ます。

第三セクターは、県内路線が多いので設置区間は少ない。

私鉄は、輸送密度1,000人/日未満の路線が少ない。

バス、BRT、コミュニティバス、デマンド型バス・タクシーに転換も困難

運転手不足・初期費用、ランニングコストが高額になるため難しい。

※クロスセクター効果、費用対便益の計算

上下分離方式の検討など総合的な検討が必要

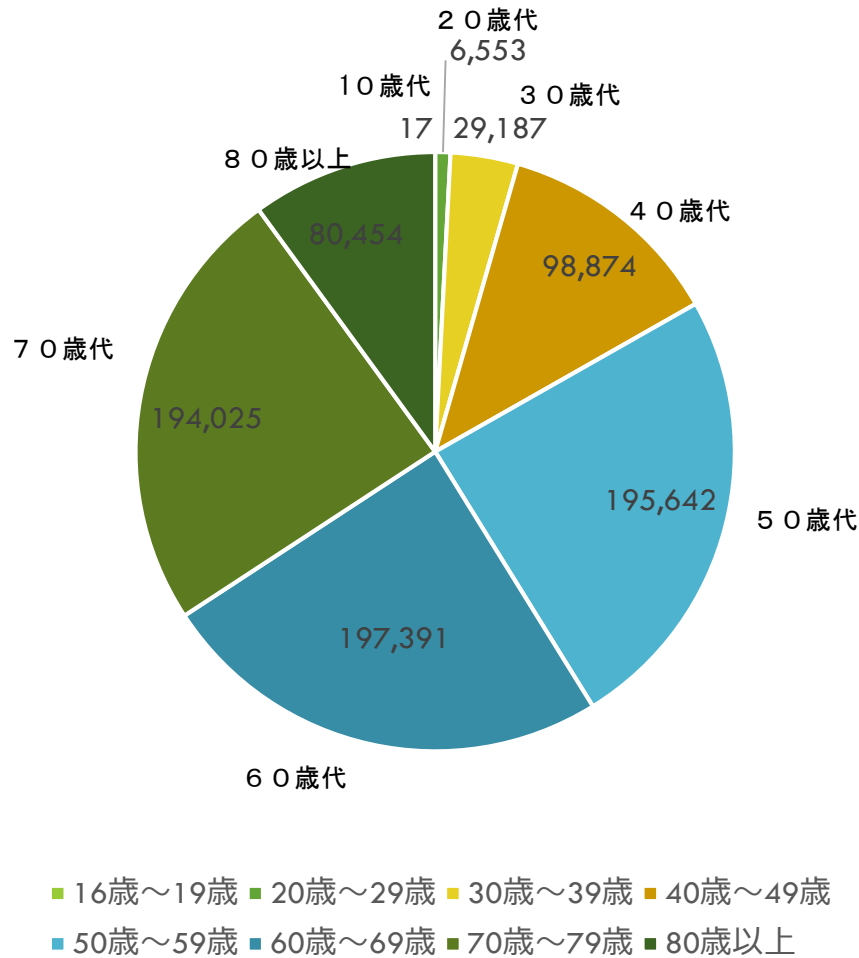
★通学定期券など割引制度の事業者負担の見直し

公的支援により制度の維持・拡充を求めています。

	完全分離型	車両保有型	用地分離型	みなし上下分離型
概要	三セクや沿線地方公共団体（第三種鉄道事業者）が施設・車両を保有し、これらの貸付を受け、異なる主体（第二種鉄道事業者）が運行を行う。	車両を運行主体（第二種鉄道事業者）が保有し、施設を異なる主体（第三種鉄道事業者）が保有し、運行主体に貸し付ける。	鉄道用地を沿線市町村が、他の施設等を第一種鉄道事業者である事業者がそれぞれ保有し、用地の貸付を受けた事業者が運行を行う。	第一種鉄道事業者が上下一体で運営するが、線路や電路等の施設等は地方公共団体が保有しているものとみなし、当該施設等の修繕費や投資的経費、税負担相当額を当該地方公共団体が補助する。
主な事例 ゴシック体再構築事業の事例	【公有民営】 若桜鉄道、 信楽高原鐵道、 四日市あすなろ う鐵道、 伊賀鐵道、 養老鐵道 【民民分離】 京都丹後鐵道	青い森鐵道、 JR九州・ 長崎本線(肥前 山口～諫早) JR東日本・ 只見線(会津川 口～只見) ※長崎本線・ 只見線の事例 は公有民営	三岐鐵道、 和歌山電鐵、 福井鐵道、 山形鐵道 ※他三陸鐵道 では、用地に 加え、一部施 設を分離し、 沿線市町村が 保有	上毛電鐵、 上信電鐵、 万葉線、 えちぜん鐵道、 井原鐵道、 ひたちなか海浜 鐵道

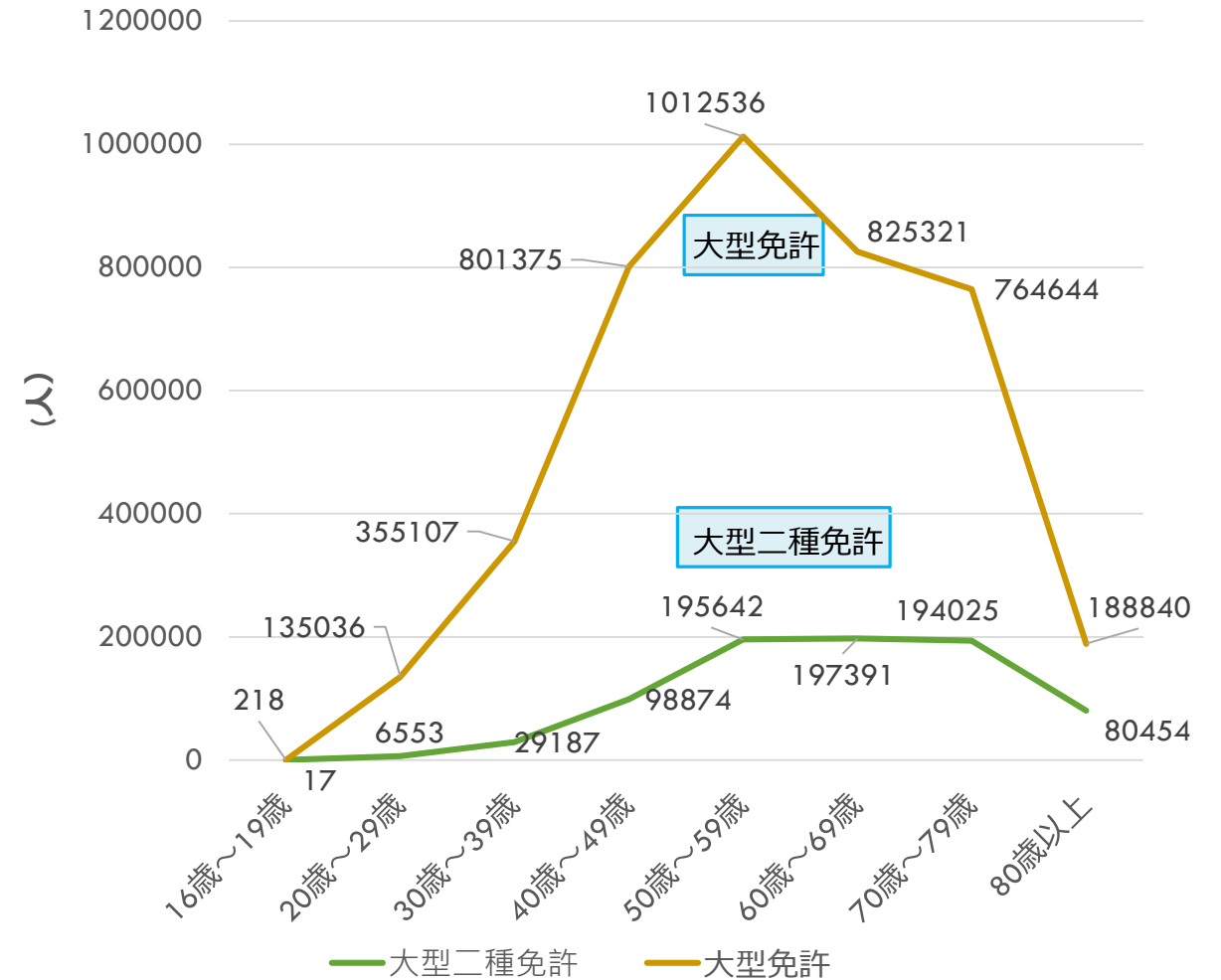
2.2024年問題より深刻な10年後の乗務員不足

年齢別大型二種免許保有者数



(出典) 令和4年度「運転免許統計」より

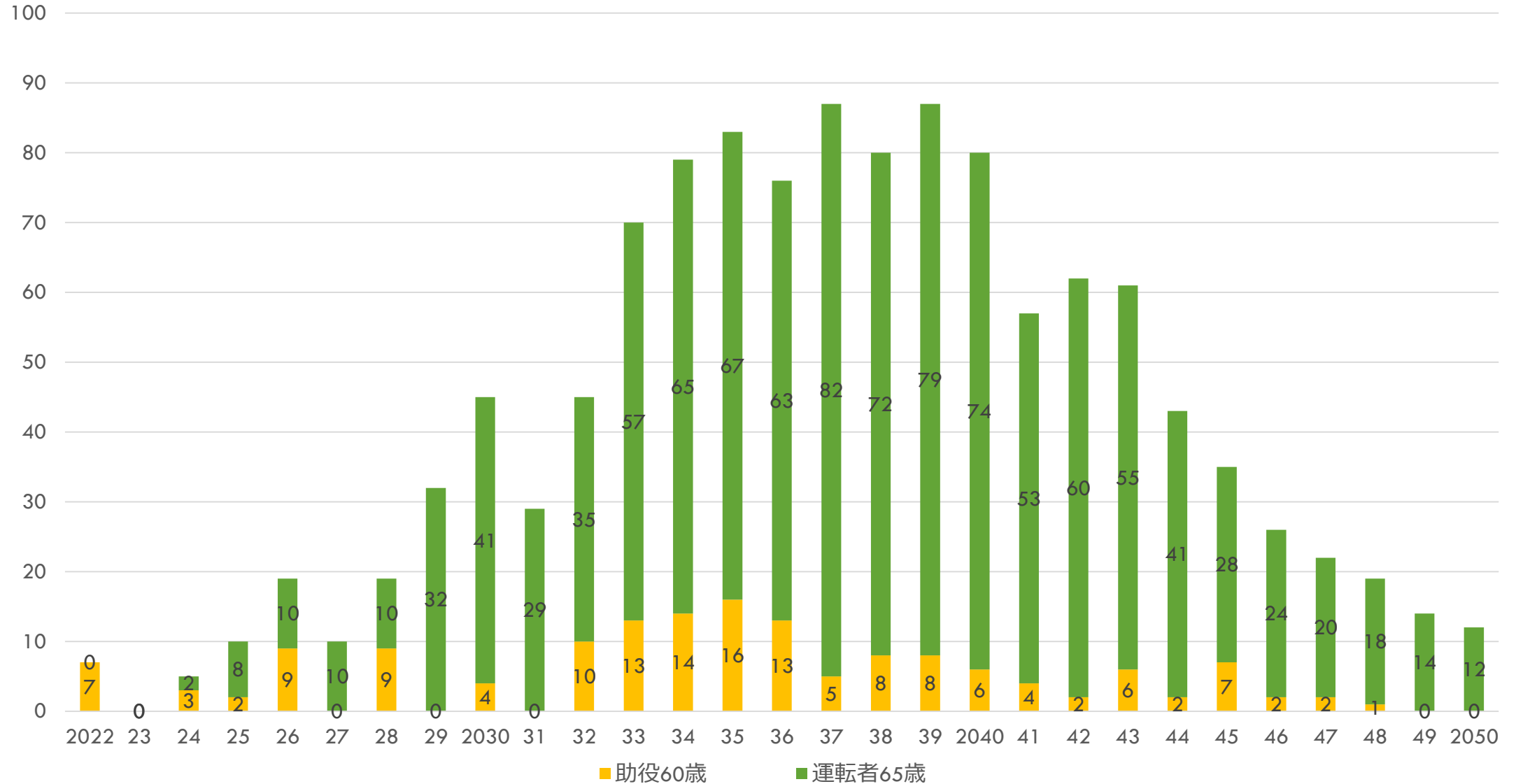
年齢別免許保有者数



(出典) 令和4年度「運転免許統計」より

某事業者の退職者数は5年後から増加します。

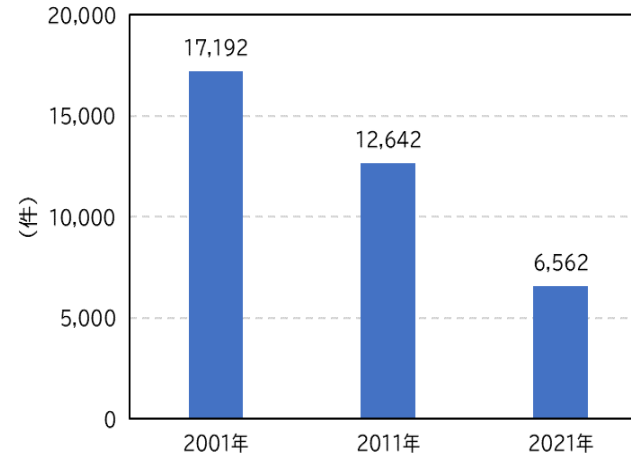
(バス運転者・バス助役)



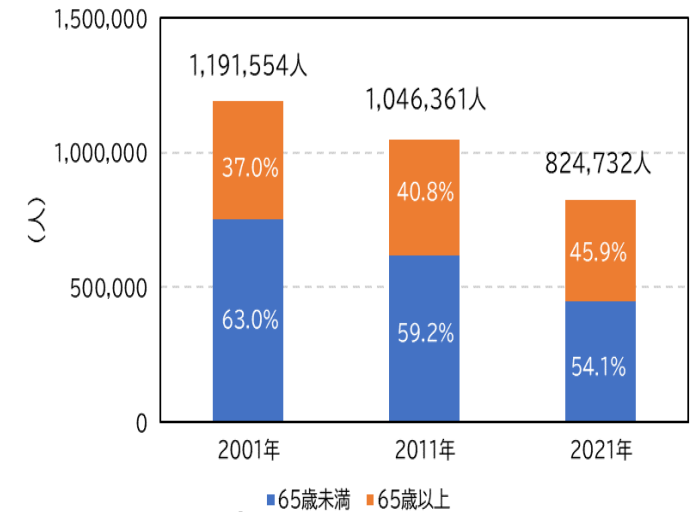
大型二種免許所有者の推移

	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80~	合計
2012	11,099	74,297	169,158	200,906	263,409	223,895	83,416	1,026,180
2013	10,386	67,426	166,580	199,737	257,206	214,543	91,865	1,007,743
2014	9,710	60,728	161,918	200,215	250,698	207,385	95,864	986,518
2015	9,396	55,135	154,827	202,707	249,626	193,412	99,280	964,383
2016	9,080	50,025	152,888	199,248	246,906	184,915	99,464	942,526
2017	8,877	45,539	144,238	202,176	234,787	186,657	96,968	919,242
2018	8,599	41,687	136,443	202,611	223,181	192,711	90,895	896,127
2019	8,187	38,355	128,252	202,193	211,688	198,752	84,065	871,492
2020	7,631	35,233	118,593	200,937	204,094	199,724	81,557	847,769
2021	7,019	32,040	108,772	198,908	199,553	197,529	80,911	824,732
2022	6,553	29,187	98,874	195,642	197,391	194,025	80,454	802,126

大型二種免許の交付件数の推移



大型二種免許保有者数とその65歳以上の割合の推移



(運転免許統計より作成)

路線バス運転手

	必要数	実数・予想数	不足人数・予想数
2023年	12万1千人	11万1千人	(▲1万人)
2030年	12万9千人	9万3千人	(▲3万6千人)

※日本バス協会調べ

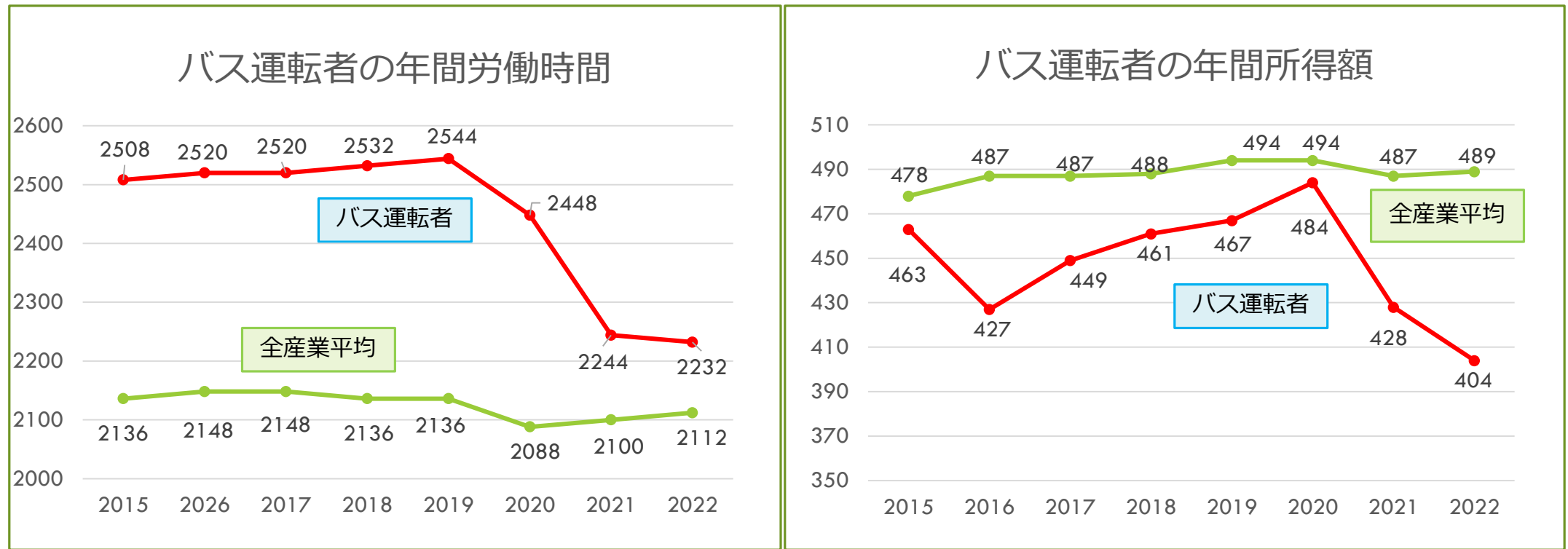
観光バスや貸切バスなどの運転者も必要

(出典) 各年度「運転免許統計」より

バス運転者の早急な処遇改善が必要です。

- 2020年からは新型コロナウイルス感染症により、労働時間が減っている。
- 所得については、コロナ前は景気の回復等で上昇傾向でしたが、コロナにより超過勤務の減少などにより減っている。
- それでも勤務時間で1割多く、給与では2割低くなっている。
- 2024年4月以降（改善基準告示後）公営職場では超過勤務が増加している。
- 非正規職員ではなく、正規職員としての採用とする。

何より「**バス運転者を魅力ある職種にすること**」がバス事業を存続させ住民の足を守っていくために不可欠な施策です。



● 全産業平均 ● バス運転者

厚生労働省 「賃金構造基本統計調査」から作成

職場環境・働き方の改善のための補助金、制度充実を求めています。

2010年頃は運転手不足はなかったバス業界

2013年末～2014年 団塊の世代が一斉に退職

2010年以降 少子化による若年層の減少

現状 トイレ 一部では男女共用となっている。

休憩所 完全な男女別とはなっていない。



トイレ・休憩所などは、最低でも男女別とする。



処遇改善、適正運賃とするための価格転嫁にもご理解・ご協力をお願いします。

◎ 女性運転者拡大のためにも、働きやすい職場環境の改善が必須です。
ワークライフバランスなど、多様な働き方を受け入れることができる体制の整備、そのための制度の充実を進める。

事業者間の共創をはかり路線の再編など協議の場を整備する。

3.地域公共交通崩壊の恐れのあるライドシェアには反対します。

日本版ライドシェア2024年4月限定解禁

- ・道路運送法第78条第3号に基づく自家用車による有償運送(タクシー事業の一環の輸送サービス)
- ・タクシー配車アプリを活用し、タクシーが不足する地域・時期・時間帯のみ運行
- ・タクシー事業に係る規制緩和（地理試験の廃止、研修期間の撤廃、多言語による試験）
- ・自家用車両を用いた有償運送の制度改善（交通空白地の数値化他、株式会社の参画、運賃の見直し）

タクシー業界における対応策

- ・労働条件の改善により乗務員数は増加傾向であり、さらに柔軟な勤務形態の整備し乗務員増をしていく
- ・過疎地では、福祉・介護輸送・スクールバス運行など公設民営型「総合生活支援サービス」へと移行していく
- ・事業者協力型自家用有償旅客運送制度の活用を促すため、地域公共交通会議に参画していく
- ・観光地では、多言語配車アプリの導入や「セトメル」期間・季節的な需要の増加に対応する仕組みの実施する
- ・気象、事故時の情報の共有による効果的な配車、誘導體制の構築を行う
- ・さらなる賃金等労働条件の改善による乗務員の待遇改善と良質な接遇改善をめざす

ライドシェア推進派のめざす先には地域公共交通の危機が来ます。

ライドシェアの最終形はTNCサービスと呼ばれる事業主体は自ら運送せず、自らが運営するスマホアプリにおいて一般ドライバーと乗客を仲介し、自家用車を用いて有償の運送サービスを提供していく。

☆TNC導入後、サンフランシスコではバス8%減、鉄道6%減となる。

TNC型ライドシェアの問題点

- 安全がないがしろにされる
運行管理がない為、労働時間の管理を受けず過労や寝不足、体調管理も不十分となる
事故の責任はすべてドライバーが負い、車の整備も自己責任
アメリカでは強盗や性犯罪にドライバーが加害者にも被害者にもなるケースが増加
- 都市部でしか走らなくなる
過疎地では、コミバスやデマンドタクシーが廃業・倒産し、その後交通空白地が増加する
都心部に集中し、**駅周辺や観光地**など**交通渋滞**や**環境問題**となる
- 地域公共交通がなくなっていく
安価な運賃となることからワーキングプアが増える。また導入により既存の公共交通機関では乗客が減少し
運賃収入が減り、さらに減便や廃止も加速、交通空白地域が増えていく。

◎自治体の責任として、利用する方(高齢者や学生)が利用しやすく、地域に即した交通制度を協議し、地域で運行していくことが重要なのではないのでしょうか。